

平成30年1月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県男女共同参画審議会
会長 岩田 喜美枝

かながわ男女共同参画推進プランの改定について(答申)

平成29年6月1日に諮問を受けた、かながわ男女共同参画推進プランの改定について、次のとおり答申します。

- ・ 別添の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」(案)について、当審議会は全体として妥当なものと評価します。

(案)

かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）

～ともに生きる社会、ともに参画する社会へ～

— 目 次 —

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理	2

II 現状と課題

1 男女共同参画をとりまく神奈川の状況	3
2 個別分野ごとの現状と課題	6
3 重点的に取り組むべき事項	24

III 計画の内容

1 基本目標	25
2 基本理念	25
3 重点目標と施策の基本方向	25

IV 体系図

V 具体的な取組み

重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画	28
施策の基本方向 1 政策・方針決定過程における女性の参画	28
施策の基本方向 2 あらゆる分野における女性の活躍促進	30
施策の基本方向 3 家庭・地域活動への男性の参画	32
重点目標 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	34
施策の基本方向 1 職業生活における活躍支援	34
施策の基本方向 2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造	36
重点目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし	38
施策の基本方向 1 あらゆる暴力の根絶	38
施策の基本方向 2 困難を抱えた女性等に対する支援	40
施策の基本方向 3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援	42
重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	44
施策の基本方向 1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革	44
施策の基本方向 2 子ども・若者に向けた意識啓発	46
施策の基本方向 3 育児・介護等の基盤整備	48

重点目標 5	推進体制の整備・強化	50
施策の基本方向 1	多様な主体との協働	50
施策の基本方向 2	男女別統計の促進	50
施策の基本方向 3	進行管理	50

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨

現在、我が国では、急速に少子・高齢化が進み、人口減少社会を迎えています。神奈川県では全国で一、二を争うスピードで高齢化が進んでおり、また、あわせて少子化が進展していることから、総人口は2018年をピークに、その後減少することが見込まれています。

日本経済が持続的に発展し、社会の活力を維持するためには、一人ひとりが、性別にかかわらず、その個性と多様な能力を十分に発揮できる社会の構築が不可欠であり、中でも女性の活躍推進は、政府の最重要課題の一つとして位置付けられています。

2015年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組みが求められています。

しかし現実には、未だに女性の約2人に1人が第1子の出産を機に離職しており、中でも本県は、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、2015年の国勢調査の結果では、年齢階級別の女性の労働力率を表すM字カーブの底の値、深さとも全国最下位となっています。労働時間と通勤時間の長さは、夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短い要因ともなっており、男女ともにワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いています。

政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げていますが、このM字カーブに象徴される女性の就業継続の難しさは、そのキャリア形成を阻み、本県でも、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は、未だ十分とはいえない状況にあります。

また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は依然として多く、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性も増加しているほか、近年では若年層の女性を対象とした、いわゆる「JKビジネス」など、新たな課題も浮上してきています。

県は、2003年5月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、その後、2008年3月、2013年3月の2度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりましたが、男女共同参画社会を実現するためには、依然として多くの課題が残されています。

こうした背景を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組みを行うため、プランを改定します。

2 計画の性格

プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。

このプランは、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。また、2015年に制定された女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

3 計画の期間

2018年度から2022年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

このプランでは、数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。

Ⅱ 現状と課題

1 男女共同参画をとりまく神奈川の状況

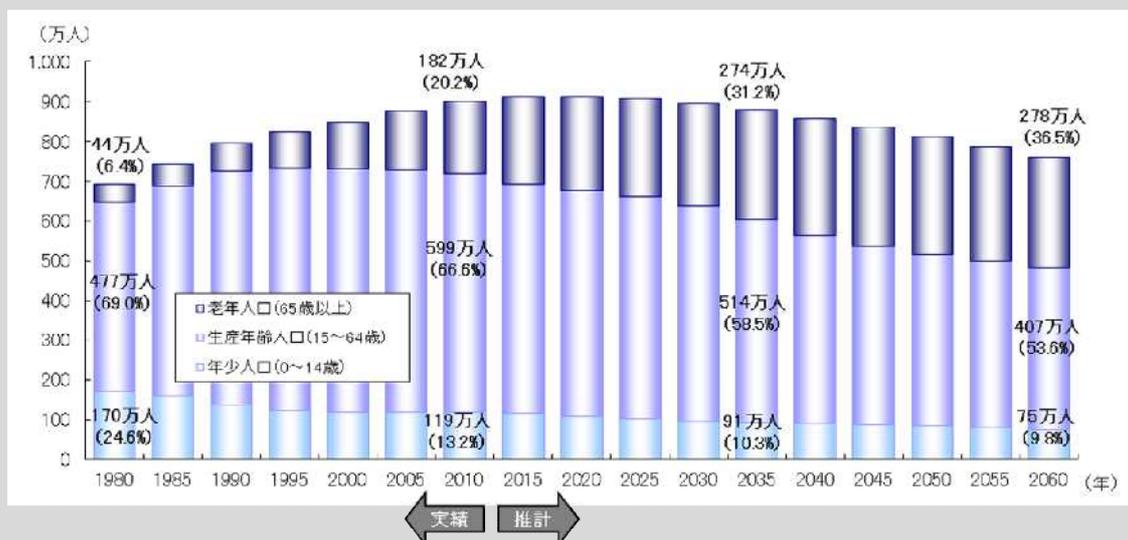
(1) 神奈川の人口動向

神奈川の人口は、全国総人口の7.2%（912万6,214人）を占め、東京都に次いで全国第2位という状況です（2015年国勢調査）。

人口流入などによる社会増は継続していますが、少子化の進行と高齢化の加速により、2014年には、1958年の調査開始以降初めて死亡者数が出生者数を上回り、自然減となりました。県の人口推計では、神奈川の総人口は2018年をピークに、その後減少していくことが見込まれています。

超高齢社会が到来する中、人口減少及び人口構成の変化は、経済、医療・介護、地域社会に大きな影響を与える恐れがあります。

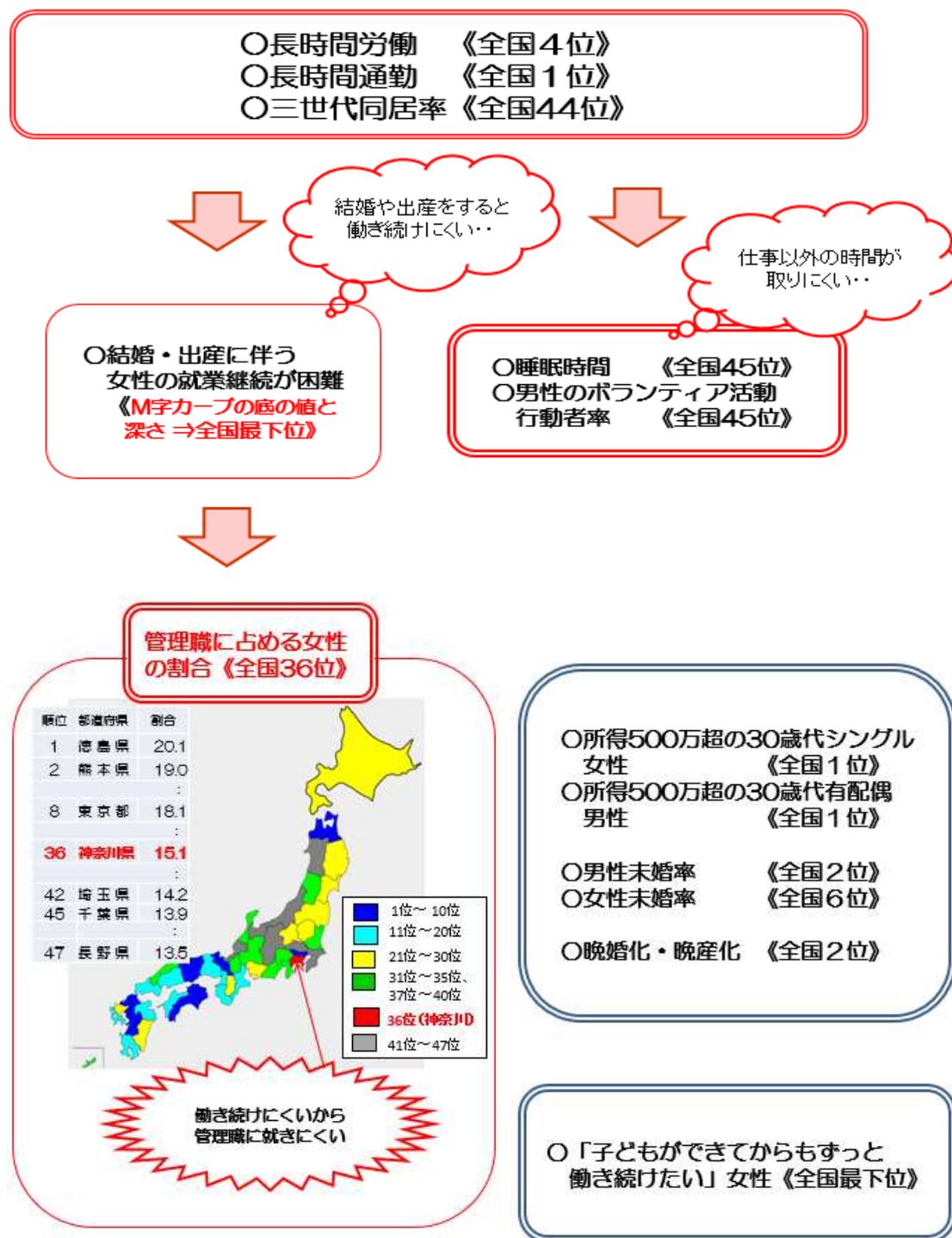
【グラフ1】年齢3区分別人口の推移（神奈川）



※2010年までの実績値は国勢調査結果。
※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出している。

● 出典：県総合政策課作成

(2) 男女共同参画をめぐる神奈川の特徴



●注及び出典：

- 出典は、以下に注がない場合は「地域少子化・働き方指標（第3版）」（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）
- ※「長時間労働」は、週60時間以上働く雇用者の割合（2012年「就業構造基本調査」（総務省））
 - ※「長時間通勤」は、有業者の1日当たりの通勤・通学時間（2016年「社会生活基本調査」（総務省））
 - ※「M字カーブ」は、2015年「国勢調査」（総務省）
 - ※「睡眠時間」「男性のボランティア活動行動者率」は、2016年「社会生活基本調査」（総務省）
 - ※「管理職に占める女性の割合」は、2017年度「都道府県別全国女性の参画マップ」（内閣府）
 - ※「男性未婚率」「女性未婚率」は、25～39歳（2015年）
 - ※「晩婚化」は、男女とも平均初婚年齢（2015年）
 - ※「晩産化」は、出生順位ごとの母の平均年齢（第1子）（2015年）
 - ※「子どもができてからもずっと働き続けたい」女性は、2015年度「地域における女性の活躍に関する意識調査」（内閣府）

神奈川では、長時間労働や、日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではありません。さらに、サポート役として期待される祖父母世帯との同居率（三世帯同居率）が低いこともあり、結婚や出産に伴う女性の就業継続が困難になっています。

日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆるM字カーブを描いていますが、神奈川のM字カーブは、底の値、深さとも全国最下位となっています。こうした女性の就業継続の難しさは、そのキャリア形成を阻む一因ともなっており、管理職に占める女性の割合は全国36位となっています。

就業の場においては、長時間労働をはじめとする「男性中心型労働慣行（※）」が依然として根づいており、そのことが、男女共同参画社会を実現するうえでの壁となっています。

長時間労働や長時間通勤は、睡眠時間の短さや、ボランティア活動などの地域活動への参加の難しさなどにもつながっていると考えられます。

また、こうした仕事以外の時間を取りにくい状況は、男女ともに結婚や子どもを持つことを躊躇させる要因の一つとも考えられ、全国と比較して、未婚率が高く、晩婚化・晩産化の傾向も見られます。

（※）男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

2 個別分野ごとの現状と課題

(1) 女性の参画と活躍をめぐる状況

毎年、世界経済フォーラムが発表する、社会全体の男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数」において、2017年の日本の順位は、144カ国中114位と過去最低の水準となりました。その中身を見ると、特に健康の分野では1位になるなど実績を上げていますが、依然、政治や経済の分野における順位の低さが目立っています。

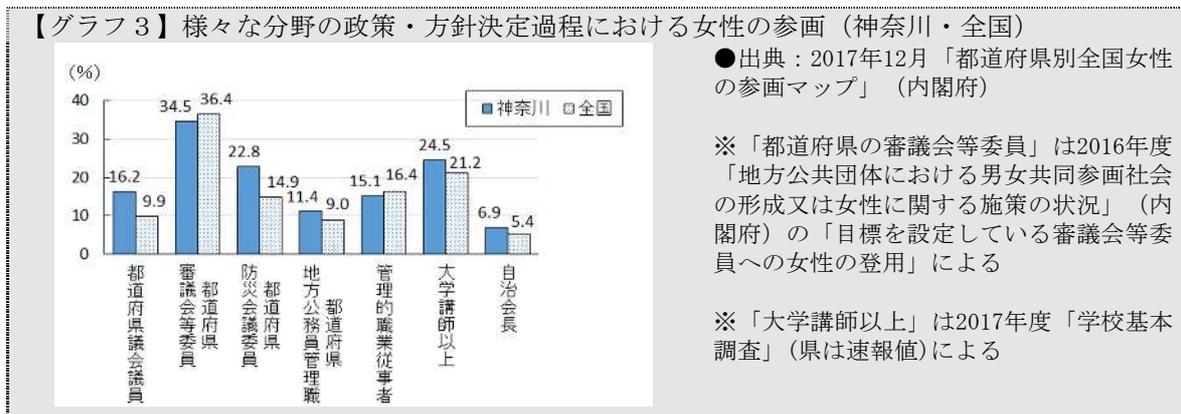


政府では、2003年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位（※）に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を設定しました（男女共同参画推進本部決定）。また、2015年に女性活躍推進法が成立し、国及び地方公共団体、一部民間企業等に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表が義務付けられるなど、女性活躍に向けた着実な取組みが求められています。

そうした中で、神奈川においては、地方公務員管理職に占める女性の割合は11.4%（全国7位）、管理的職業従事者（民間企業の管理職など）に占める女性の割合は15.1%（全国36位）に過ぎないなど、「2020年までに30%」という政府の目標値とは大きな隔たりがあります。

人口の半分を占める女性の意思が広く社会に、公平に反映されていくために、今後、政治や経済をはじめ、社会のあらゆる分野で、女性の参画や女性リーダーの育成・輩出が求められています。

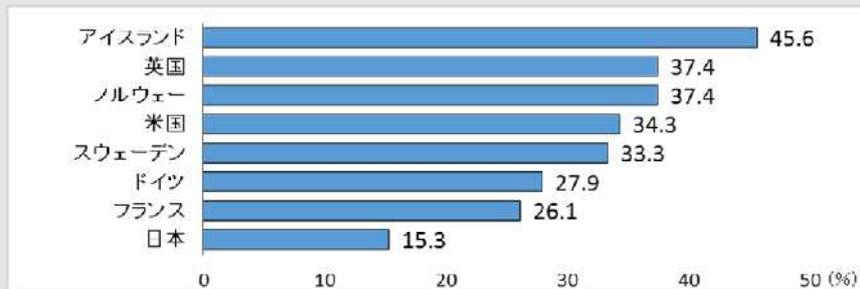
（※）「指導的地位」：①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とする。（2007年男女共同参画会議決定）



科学技術の分野では、近年、多様な人材によるイノベーションの創出という観点から、女性の視点や発想を取り入れることが強く期待されていますが、日本では研究者に占める女性の割合は、諸外国に比べ未だ低水準にとどまっています。神奈川県においても、大学・短期大学における理工系の女子学生の割合は、微増傾向にあるものの、文系と比べて圧倒的に低く、分野による男女比の偏りが見られます。

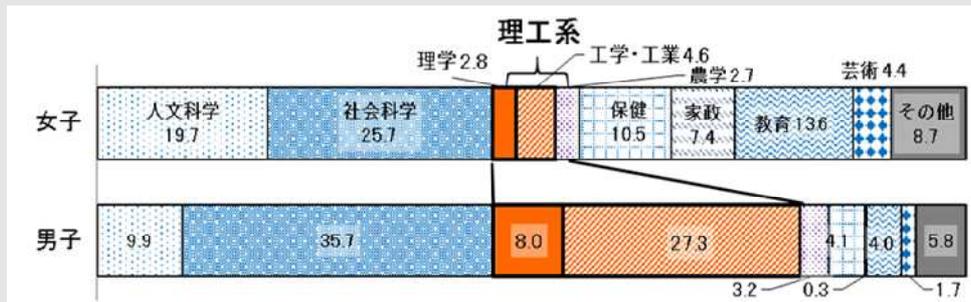
次代を担う女性の科学技術人材を育成するためには、女性研究者・技術者がその能力を最大限に発揮できるような環境の整備とともに、理工系に興味のある女子中高生・女子学生を、保護者や教員などが積極的に応援していくことも重要です。

【グラフ4】研究者に占める女性割合（国際比較）



●出典：2017年版「平成29年版男女共同参画白書」（内閣府）を基に県人権男女共同参画課作成

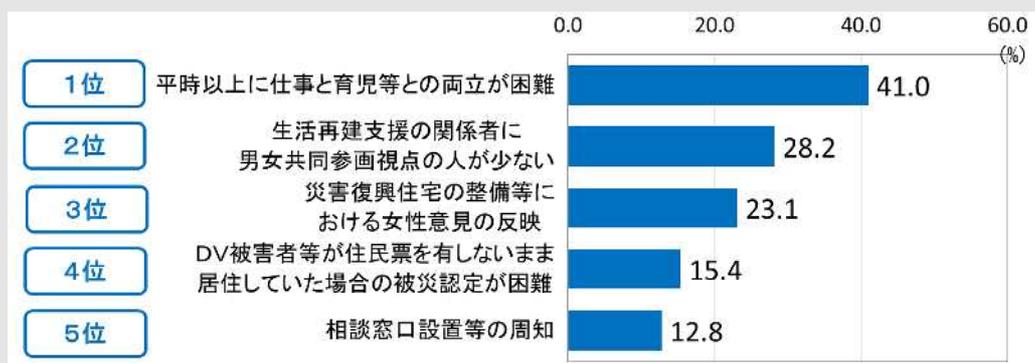
【グラフ5】大学・短期大学の学部別割合（神奈川県）



●出典：2016年度「公立高等学校等卒業者の進路状況調査」（県教育局）

さらに、防災・復興体制の分野では、東日本大震災等の教訓から、予防、応急、復旧・復興等の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、意思決定の場への女性の参画、自主防災組織における女性リーダーの育成など、「主体的な担い手」として女性を位置付けることが重要とされています。

【グラフ6】被災者の生活再建のための男女共同参画の視点から見た課題（熊本県）



●出典：2017年「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査」（内閣府）

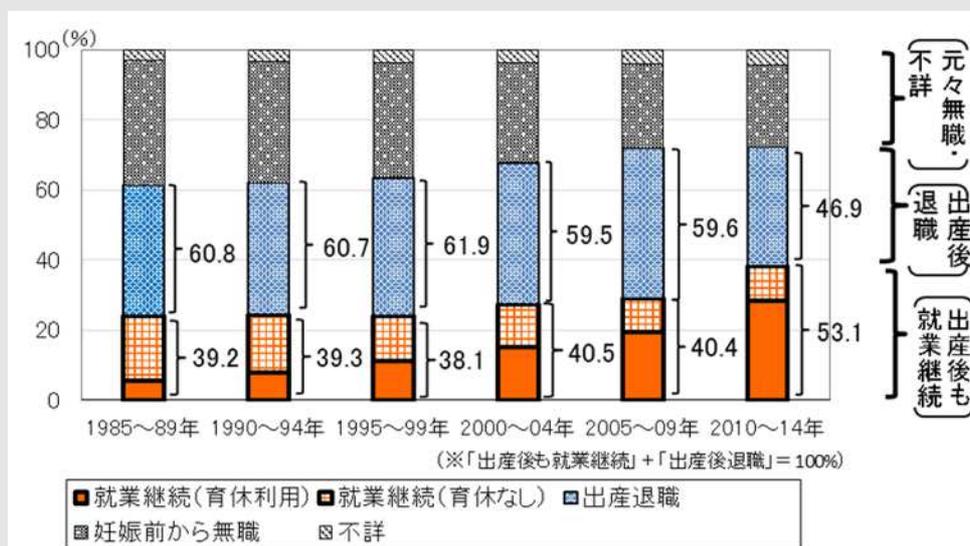
(2) 女性の就業をめぐる状況

日本では、近年、未婚者の増加や、育児休業を利用して就業継続する女性の割合が増加していることなどから、M字カーブは改善傾向にあります。依然として約2人に1人が第1子の出産を機に離職しています。

神奈川においても、近年、M字カーブは改善傾向にあります。長時間労働等による仕事と家庭の両立の難しさなどから、前述したとおり、M字の底の値と深さは全国最下位となっています。また、雇用形態別で見ると、30歳代後半で非正規雇用者数が正規雇用者数を上回っており、さらに働く女性の状況に関して、2016年度に実施した県民ニーズ調査（以下「県の意識調査」という。）の結果では、家庭との両立のため、非正規雇用を選択しているという回答が多くなっています。

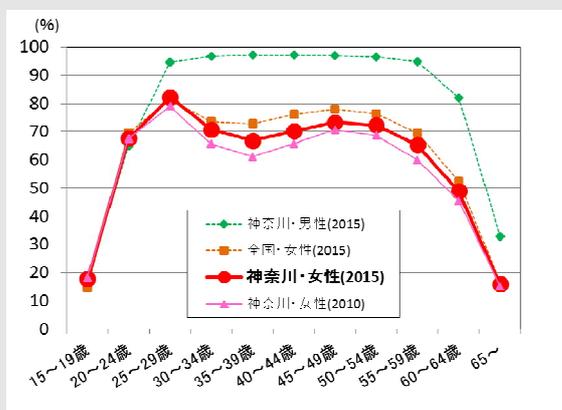
一度離職してしまうと正規雇用での再就職は難しく、キャリアの積み上げがなされないため、このことが、管理職や役員へ登用される女性が少ない原因のひとつになっているとも考えられます。

【グラフ7】子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



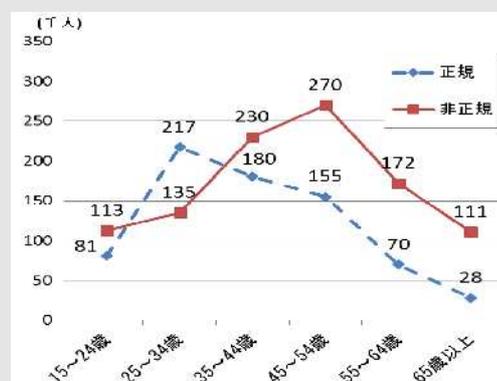
●出典：2017年「平成29年版男女共同参画白書」（内閣府）を基に県人権男女共同参画課作成

【グラフ8】女性の年齢階級別労働力率（神奈川・全国）



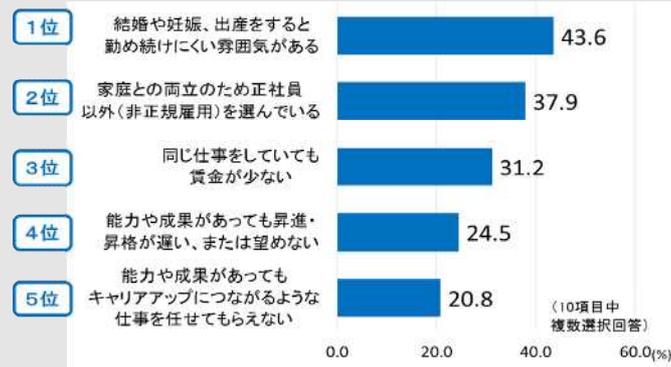
●出典：2015年「国勢調査」（総務省）

【グラフ9】女性の各年齢階級の正規・非正規別雇用者数（神奈川）



●出典：2016年「労働力調査」（県統計センター）

【グラフ10】働く女性の状況（神奈川）

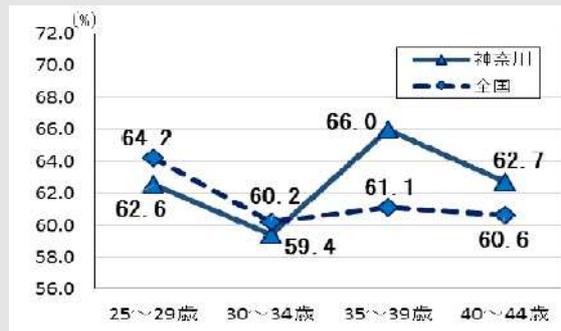


●出典：2016年度「県民ニーズ調査」

一方、35歳から44歳の女性無業者の就職希望者の割合は全国を上回っており、条件を整えば就業したいという女性は多いことがうかがわれます。

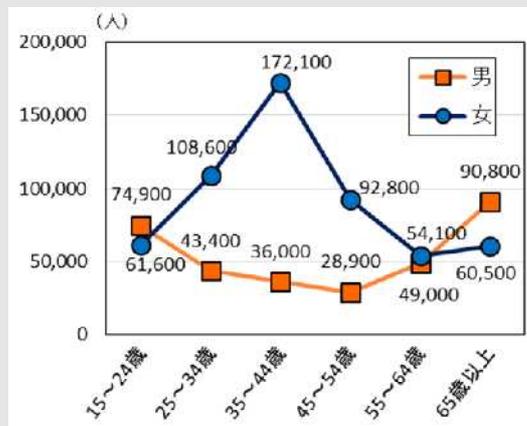
また、この年齢層は、男性より女性の就職希望者が多く、その理由は、収入目的や時間的余裕に次いで「社会に出たい」や「知識や技能を生かしたい」が多くなっており、働くことに意欲的な女性が多いことがうかがわれます。

【グラフ11】女性無業者の就職希望状況（神奈川・全国）



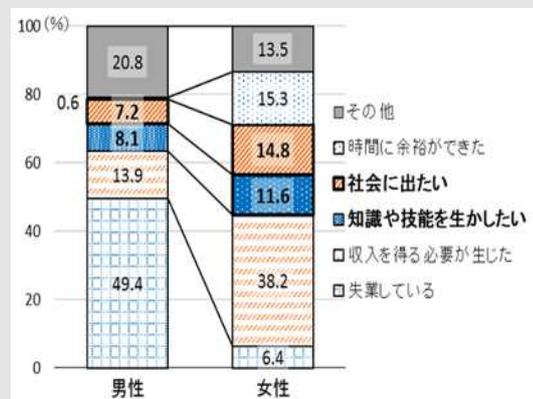
●出典：2012年「就業構造基本調査」（総務省）

【グラフ12】年齢層別就職希望者数（神奈川）



●出典：2012年「就業構造基本調査」（総務省）

【グラフ13】35～44歳男女の就職希望理由（神奈川）



●出典：2012年「就業構造基本調査」（総務省）

(3) 育児・介護をめぐる状況

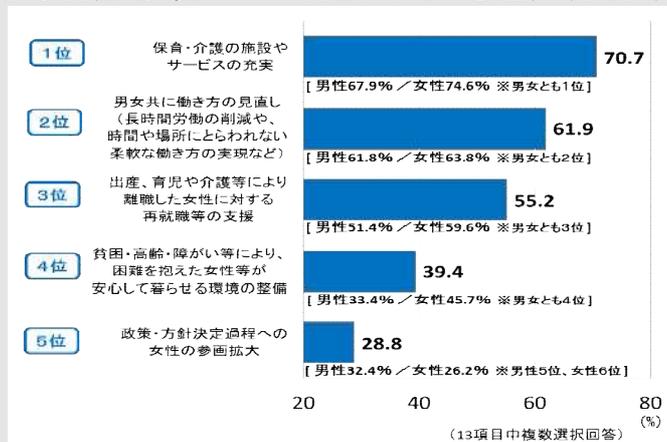
女性の就業継続をはじめ、男女ともに多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、育児・介護の基盤整備は不可欠です。県の意識調査の結果でも「保育・介護の施設やサービスの充実」は、男女共同参画社会の実現に向けて最もニーズの高い施策となっています。

神奈川において、保育所定員数は年々増加しているものの、入所希望者もあわせて増加していることなどから、待機児童の問題は依然として解消されていません。

また、2007年及び2012年の「就業構造基本調査」によると、介護・看護を理由とした離職者数は女性の方が多いものの、5年間の増加率では男性の方が大きくなっています。

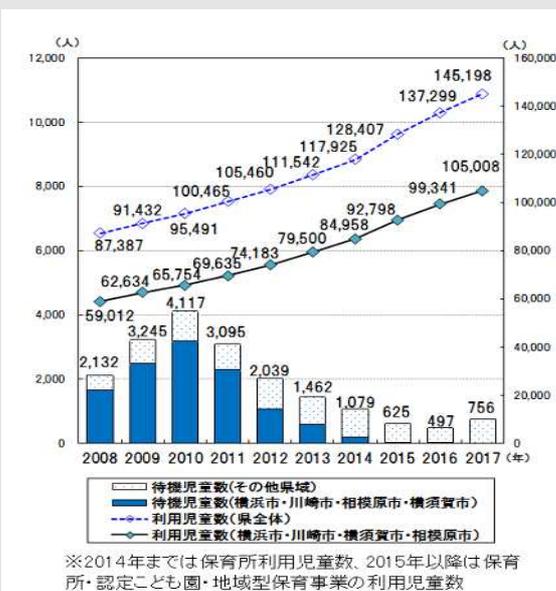
近年では、晩婚化や晩産化等を背景に、子育てと同時に親の介護を担う、いわゆる「ダブルケア」問題も指摘されており、企業をはじめとした育児・介護を支える社会的基盤の整備には一層の充実が求められています。

【グラフ14】男女共同参画社会実現のために力を入れるべき施策（神奈川）



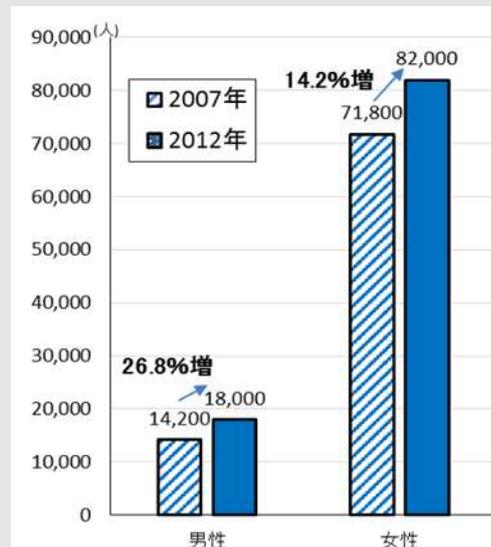
●出典：2016年度「県民ニーズ調査」

【グラフ15】保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数（神奈川）



●出典：県人権男女共同参画課作成

【グラフ16】介護・看護を理由とする離職者数の推移（神奈川）



●出典：2007年、2012年「就業構造基本調査」（総務省）

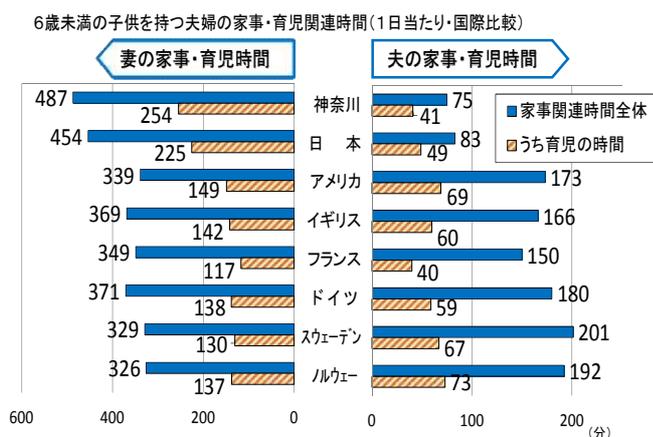
(4) ワーク・ライフ・バランスをめぐる状況

性別・年齢にかかわらず、誰もが、職場や家庭、地域などにおいて、子育て期、中高年期といった人生の各段階において、多様な生き方を選択し、充実した生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要ですが、神奈川では、日本一長い通勤時間に加え、長時間労働が全国4位（週労働時間60時間以上の雇用者の割合：県10.2%、全国9.6%）など、仕事の比重が過大な状況にあります。長時間労働は、心身の健康を害するリスクを高め、社会の活力を低下させるだけでなく、仕事と家庭の両立を困難にします。

このような長時間労働は、男性の家庭生活への参画を阻み、結果として家事・育児等に関する女性の負担を増加させています。近年では改善の兆しも現れていますが、日本の夫の家事・育児関連時間は、海外に比べて未だ極端に短くなっており、特に神奈川ではその傾向が顕著です。

県の意識調査でも、男性の家事・育児への参画に必要なこととして、上司・同僚の理解や、休暇の取りやすさ、家事等は女性が行うべきという意識の変化などが望まれており、ワーク・ライフ・バランス実現のためには、男性自身の意識改革とともに、企業等における長時間労働を前提とした現在の働き方そのものを見直し、誰もが多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることが必要です。

【グラフ 17】 6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり・国際比較)



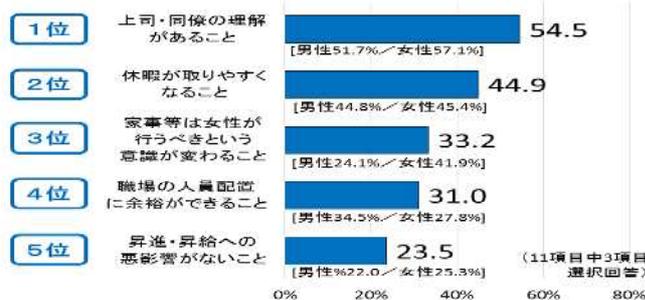
※家事・育児関連時間の経年変化(神奈川)

<妻> (△26分)
2011年：513分
⇒2016年：487分

<夫> (+8分)
2011年：67分
⇒2016年：75分

●出典：神奈川・日本：2016年「社会生活基本調査」（総務省）、
各国：2016年「男性の暮らし方・意識が変われば日本も変わる」（内閣府）

【グラフ 18】 男性が家事や育児などに関わるために必要なこと（神奈川）



●出典：2016年度「県民ニーズ調査」

(5) 配偶者等からの暴力をめぐる状況

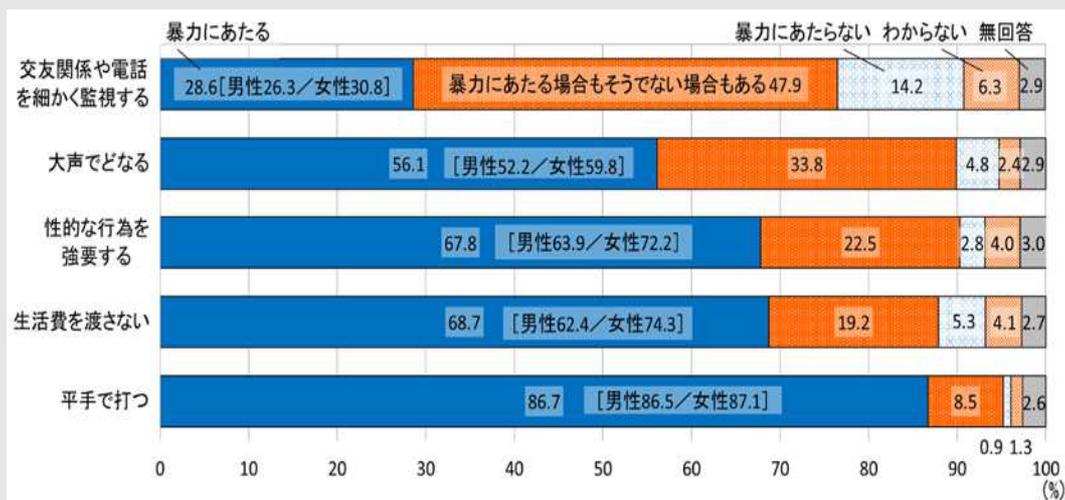
配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な場において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性がありますが、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（2014年実施）では、女性の約4人に1人（23.7%）、男性の約6人に1人（16.6%）が「DV（※）被害の経験がある」と回答するなど、身近な問題となっています。また、県の意識調査によると、総じて男性の方が暴力に対する認識割合が低くなっています。

県配偶者暴力相談支援センターにおける相談等件数のうち、最も多いのは「暴言を吐く」などの「精神的暴力」、次に「殴る、蹴る」などの「身体的暴力」となっています。また、近年では「メールを見たり電話をかけさせない」などの「社会的暴力」が増加傾向にあります。被害者は、経済的・社会的な自立が困難であることから暴力を我慢せざるを得ない環境に置かれる場合も多く、救済に当たっては、被害を断ち切るとともに、経済的・社会的自立に向けた支援が不可欠です。また、被害者を減らすためには、DV加害者を生み出さないといった視点でのDV未然防止の取組みも重要です。

さらに、近年、若年女性が、性を売り物とする、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、性的暴力の被害にあったり、モデルやアイドル等への勧誘をきっかけにアダルトビデオへの出演を強要される被害にあうことが、社会問題になっています。社会的経験が少ないために、危険性に対する判断力や対応力の未熟さ、困窮等につけこまれるケースが多く、未然防止や被害者への支援等の取組みが求められています。

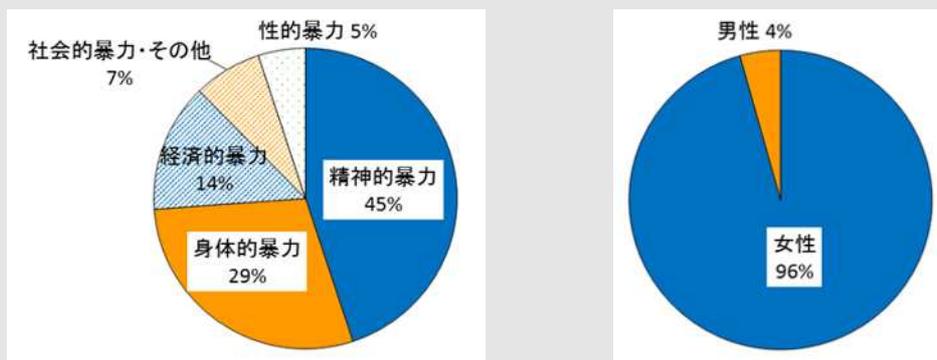
（※）DV（ドメスティック・バイオレンス）：用語については、明確な定義はありませんが、本プランでは、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。

【グラフ19】暴力の認識割合（神奈川）



●出典：2016年度「県民ニーズ調査」

【グラフ 20】 県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談等の件数（2016年度）
（神奈川県）



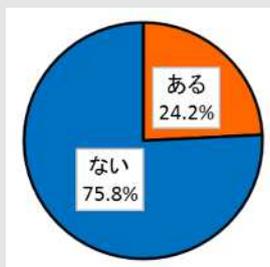
<暴力の代表的な形態>

精神的暴力	暴言を吐く／脅かす／無視する／浮気・不貞を疑う など
身体的暴力	殴る／蹴る／首を絞める／タバコの火を押し付ける など
経済的暴力	生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる など
社会的暴力	外出や、親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する など
性的暴力	性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない など

●出典：県人権男女共同参画課作成

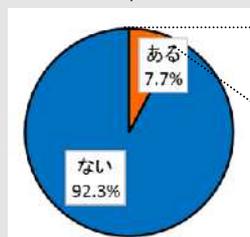
【グラフ 21】 若年層を対象とした性暴力被害等の実態

①（事前調査）モデルやアイドル、オーディション等の勧誘経験がある



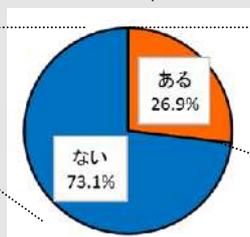
②（本調査）※モデルやアイドル等の勧誘経験、応募経験がある人を対象とした調査

②-1: 勧誘後に契約をしたことがある



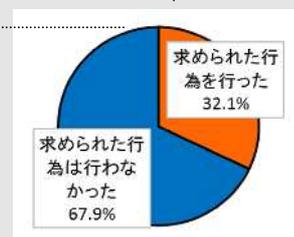
②-2: (※②-1 で「ある」と答えた人が対象)

契約後、聞いていなかった・同意していなかった性的行為等を要求されたことがある



②-3: (※②-2 で「ある」と答えた人が対象)

聞いていなかった・同意していなかった性的行為を要求され、その行為を行ったことがある



●出典：2017年「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」（内閣府）

(6) 困難を抱える女性等をめぐる状況

ほとんどの年齢層において、女性は男性より相対的貧困率(※)が高く、中でも高齢期にその格差が拡大しています。世帯別では、特に、高齢单身女性世帯や母子世帯の貧困率が高くなっていますが、その理由としては、育児等との両立のため、無業もしくは非正規雇用を選んでいる(いた)、また、そのような働き方の積み重ねの結果として、経済的基盤が弱いなど、女性ならではの貧困に到る背景があります。2016年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の平均年間就労収入は200万円(父子世帯は398万円)で、2人に1人は非正規雇用となっており(52.2%)、経済的に非常に厳しい状況がうかがわれます。ひとり親世帯は増加を続けており、特に神奈川のような都市部で、今後も増加することが見込まれます。

また、障がいのある方や外国人の方については、日常生活や就業の場における制約が重なり、複合的に困難な状況に置かれる場合があります。

様々な生活上の困難を抱える人々が、安心してくらしさせていけるようにするためには、それぞれの困難に応じた支援が必要です。

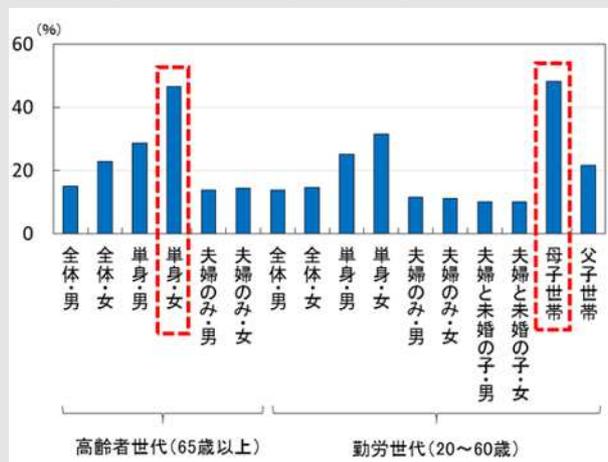
(※) 相対的貧困率：一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

【グラフ 22】男女別年齢層別相対的貧困率(全国)



●出典：「阿部彩(2015)「貧困率の長期的動向：国民生活基礎調査1985~2012を用いて」(貧困統計ホームページ)」

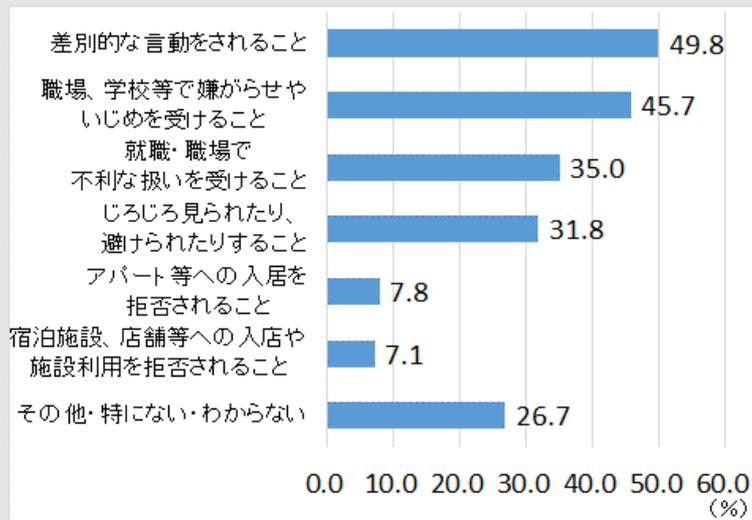
【グラフ 23】世代・世帯類型別相対的貧困率(全国)



●出典：2012年「平成24年版男女共同参画白書」(内閣府)

性的マイノリティ（LGBT等）（※）は、近年社会的に認知されつつあり、県の意識調査においても、約半数の人が「性的マイノリティ（LGBT）」という言葉を見たり聞いたりしたことがあると回答しています。性的マイノリティの方々は少数者であるために、周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。性の多様性を認め合うことは、誰もが「自分らしく」生きられる社会を実現するための重要な課題の一つです。

【グラフ24】性同一性障がい者に関し、現在、起きていると思う人権問題（全国）



●出典：2017年「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

（※）性的マイノリティ（LGBT等）：

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）が同性や両性（男女両方）に向いている人などがいます。社会的には少数派となるそうした人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」があります。



Lesbian(レズビアン)	女性の同性愛者
Gay(ゲイ)	男性の同性愛者
Bisexual(バイセクシュアル)	両性愛者
Transgender (トランスジェンダー)	からだの性とこころの性が一致しないという感覚 (性別違和)を持つ人(医学上の診断名「性同一性障害」より広い概念)

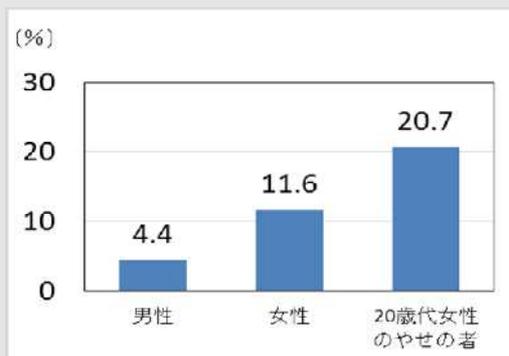
このほかにも、無性愛者（恋愛感情や性愛の感情を抱かない人）や、X（エックス）ジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識していない人）など、様々なセクシュアリティが存在します。

(7) 男女の健康をめぐる状況

年齢により変化する女性ホルモンの影響を受ける女性は、妊娠や出産などのライフイベントや、思春期から更年期などのライフステージに応じた変化を経験する可能性があるほか、特に近年では、若い頃の無理なダイエット等によるやせ過ぎや骨量不足、月経（生理）をめぐるトラブルなど、健康に対するリスクが高まっています。一方、男性は女性に比べて、生活習慣病の原因となる喫煙、飲酒やメタボリック・シンドローム該当者の割合が高くなっているほか、自殺者の多い傾向があります。男女の身体や生活習慣の違いを踏まえ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点にも配慮しながら、性差に応じた男女の健康支援に取り組む必要があります。

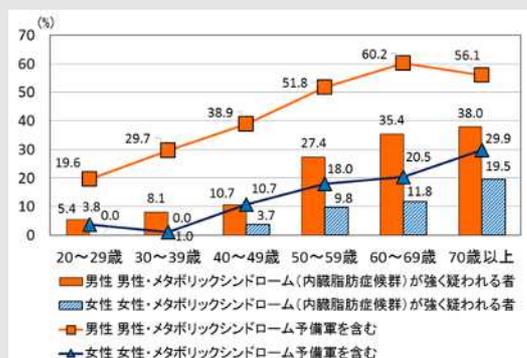
また、人生100歳時代を迎える中で、活力に満ちた健康長寿社会を実現するに当たっては、スポーツを通じた健康づくりが効果的です。スポーツの実施率では、50代、60代に比べ、働き盛りの30代、40代については「仕事が忙しくて時間がないから」などの理由により、実施率が低い傾向にあります。生活習慣病の予防や、ストレス発散のためにも、日ごろからスポーツに親しみ、スポーツを通じた心身の健康増進が求められています。

【グラフ25】 やせの者（BMI<18.5kg/m²）の割合（全国）



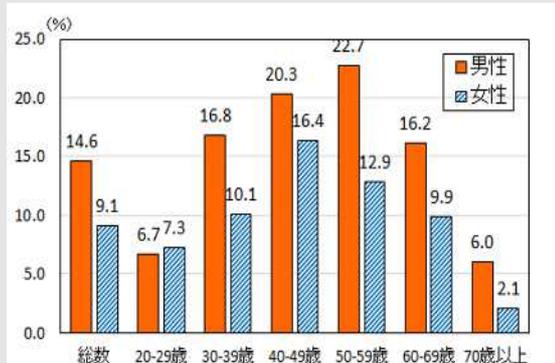
●出典：2016年「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）

【グラフ26】 メタボリック・シンドロームの状況（全国）



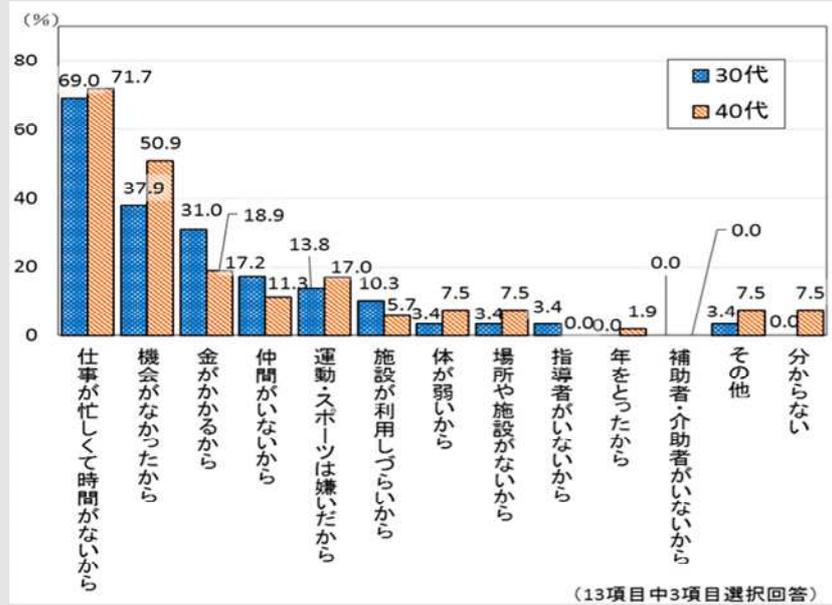
●出典：2015年「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）

【グラフ27】 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（全国）



●出典：2016年「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）

【グラフ28】運動・スポーツをしなかった理由（30代・40代）（神奈川）



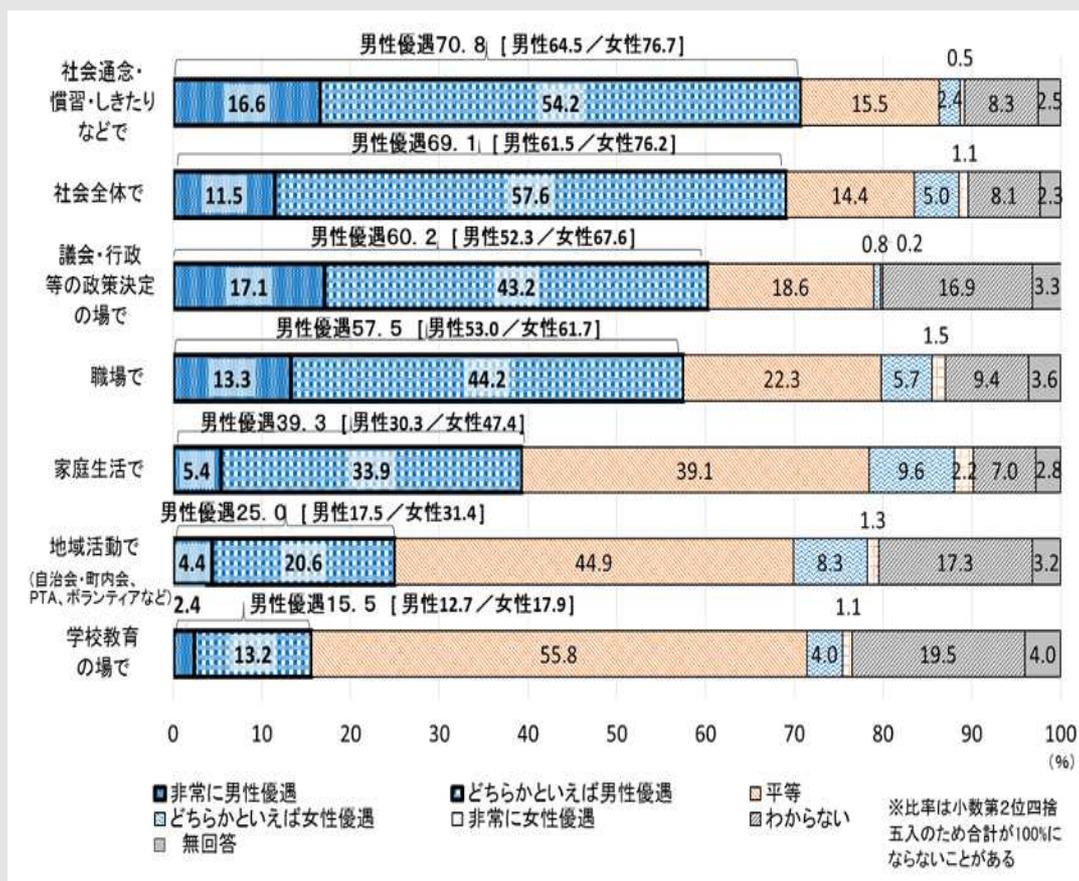
●出典：2015年度「県民の体力・スポーツに関する調査」（県立体育センター）を基に人権男女共同
 参画課作成

(8) 性別による役割分担意識

県の意識調査によると、社会通念や社会全体、政策決定の場や職場においては、半数以上が「男性優遇」であると回答しているなど、社会の様々な場面で、未だに男女間の不平等があると感じている割合が高く、特に女性の方が不平等感をより強く感じていることが分かります。

その背景には、本来、男女を問わず個人の能力・適性等に基づく選択によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、性別によって固定的に役割を分けて考える「固定的性別役割分担意識」が根強くあることが考えられます。

【グラフ 29】 男女の平等感（神奈川）

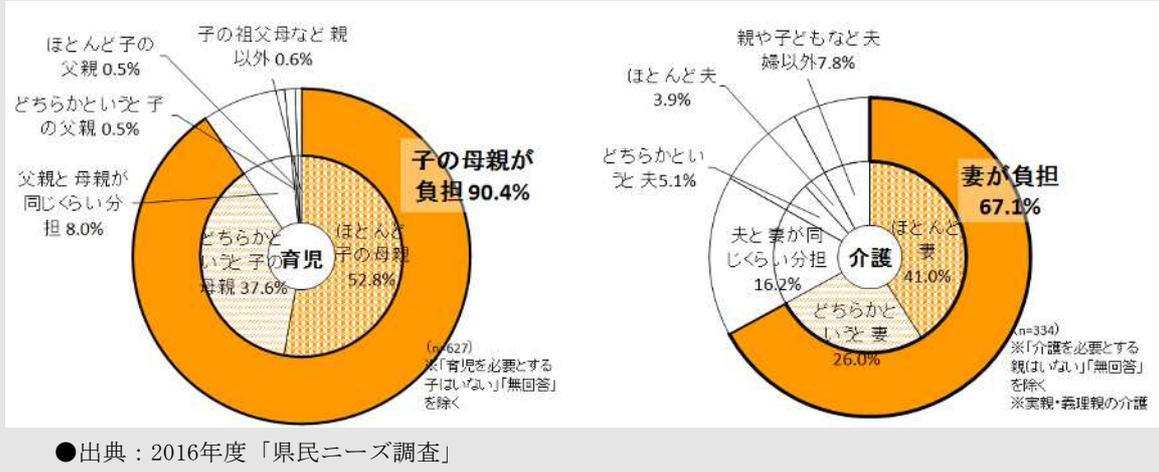


● 出典：2016年度「県民ニーズ調査」

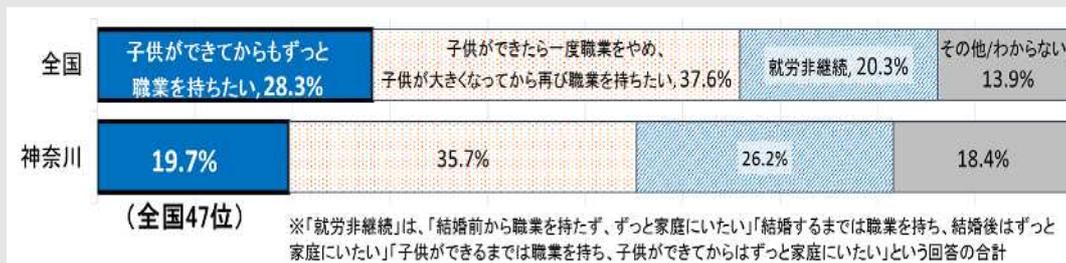
また、家庭における役割分担では、育児や介護を必要とする子や親がいる人の場合、育児は約9割が「子の母親」が、介護は7割弱が「妻」が行っていると回答しており、こうした役割分担が、結婚・出産後の女性の就業継続や、男性が家事・育児等のために休暇を取得することなどを困難にしていると考えられます。

こうした背景の中、内閣府が実施した意識調査では、「子どもができてからずっと職業を持ちたい」という女性の割合は、神奈川が全国最下位となっています。

【グラフ30】家庭における育児・介護の役割分担（神奈川）



【グラフ31】自分自身が職業を持つことについての女性の意識（神奈川・全国）

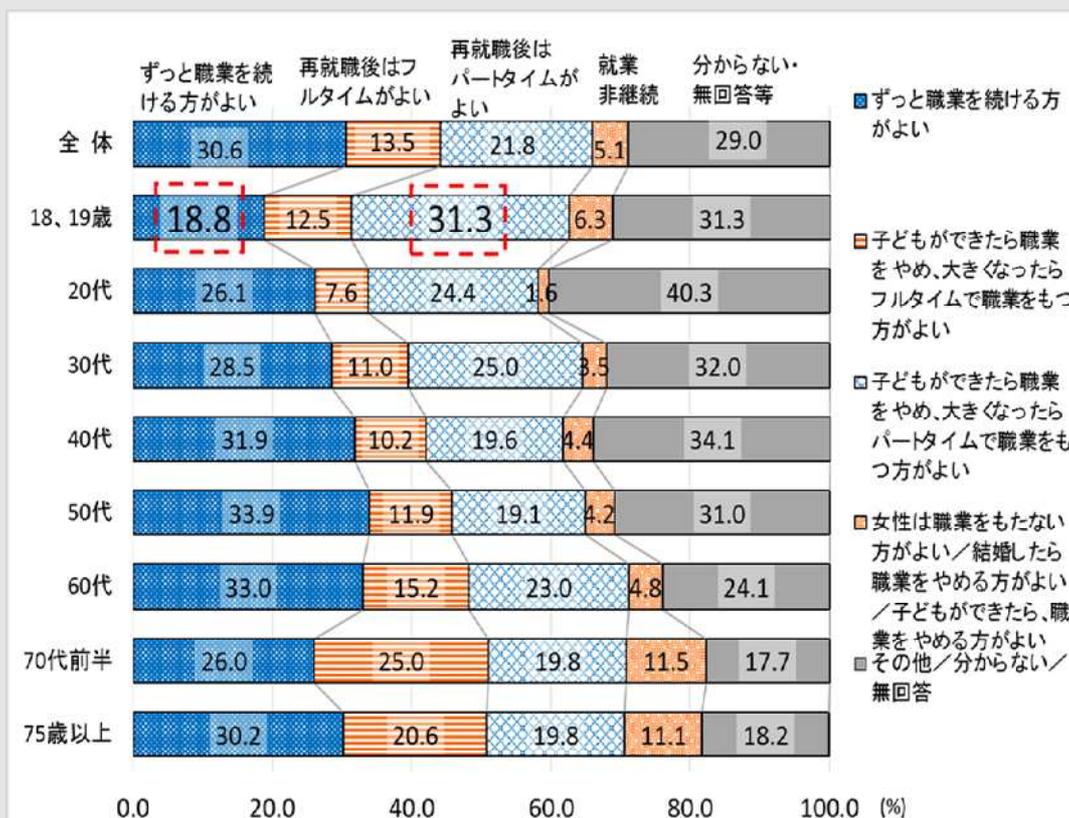


●出典：2015年度「地域における女性の活躍に関する意識調査」（内閣府）

(9) 若年層の意識

女性が職業を持つことに関する県の意識調査では、「ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合は、あらゆる年代の中で18、19歳が最も低い割合となっており、逆に「子どもができたら職業をやめ、大きくなったらパートタイムで職業をもつ方がよい」と回答している割合は、他の年代に比べて最も高くなっているなど、女性の就業継続について、他の年代よりも、むしろ若年層の方が否定的な傾向が現れています。

【グラフ32】女性が職業を持つことについて（神奈川県（年代別））



●出典：2016年度「県民ニーズ調査」

県では若年層の男女共同参画意識がどのような現状にあるのかを探るため、2013年に、県立高等学校2年生を対象とした意識調査を実施しています。この調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という固定的な性別役割分担意識については、否定的な意識が多くなっていますが（約4割）、その一方で、「子どもが3歳ぐらまでは、母親は育児に専念するほうがよい」（※）という意識については、肯定的な意識が依然として強く、特に女子にその傾向が強くなっています（約6割）。

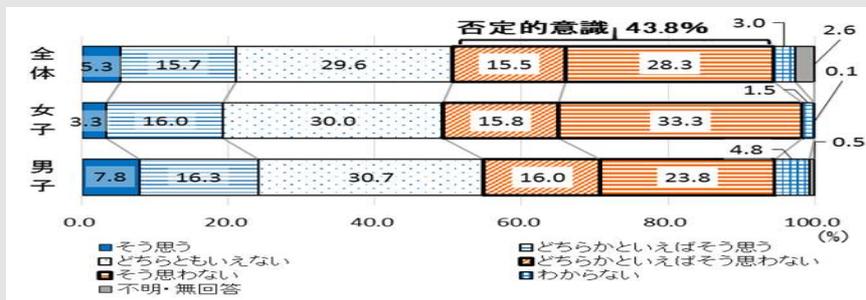
また、女性の就業に関する考え方について、最も影響を受けたのは「女性の保護者」から（約4割）となっており、2位の「テレビ・新聞・インターネットなど」（約1割）を大きく引き離しています。

これらの結果から、理想の家庭像としては「男女共同参画」が望ましいと考えていながらも、現実には「育児は女性が中心」と考えている状況がうかがわれ、また、そうした意識には保護者、特に女性の保護者の働き方など、家庭環境の影響が強く現れていることがうかがわれます。

「女だから」「男だから」といった固定的性別役割分担意識に縛られず、それぞれの個性と適性に応じた自分らしい人生を選択していくためには、社会において様々な生き方があることを示す多様なロールモデルについての情報提供が必要です。

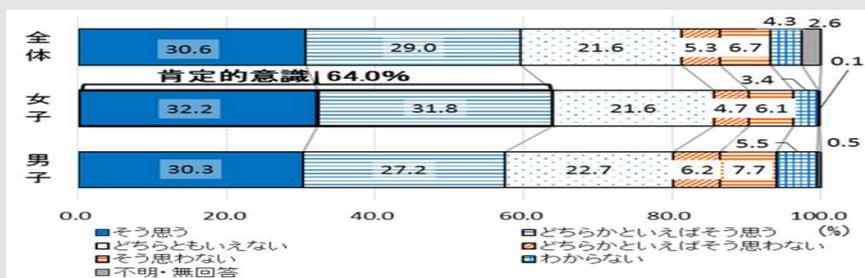
（※）「子どもが3歳ぐらまでは、母親は育児に専念するほうがよい」：「子どもは3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」という考え方を「3歳児神話」といい、「少なくとも合理的な根拠は認められない」とされています。（1998年厚生白書）

【グラフ33】 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という意識（神奈川）



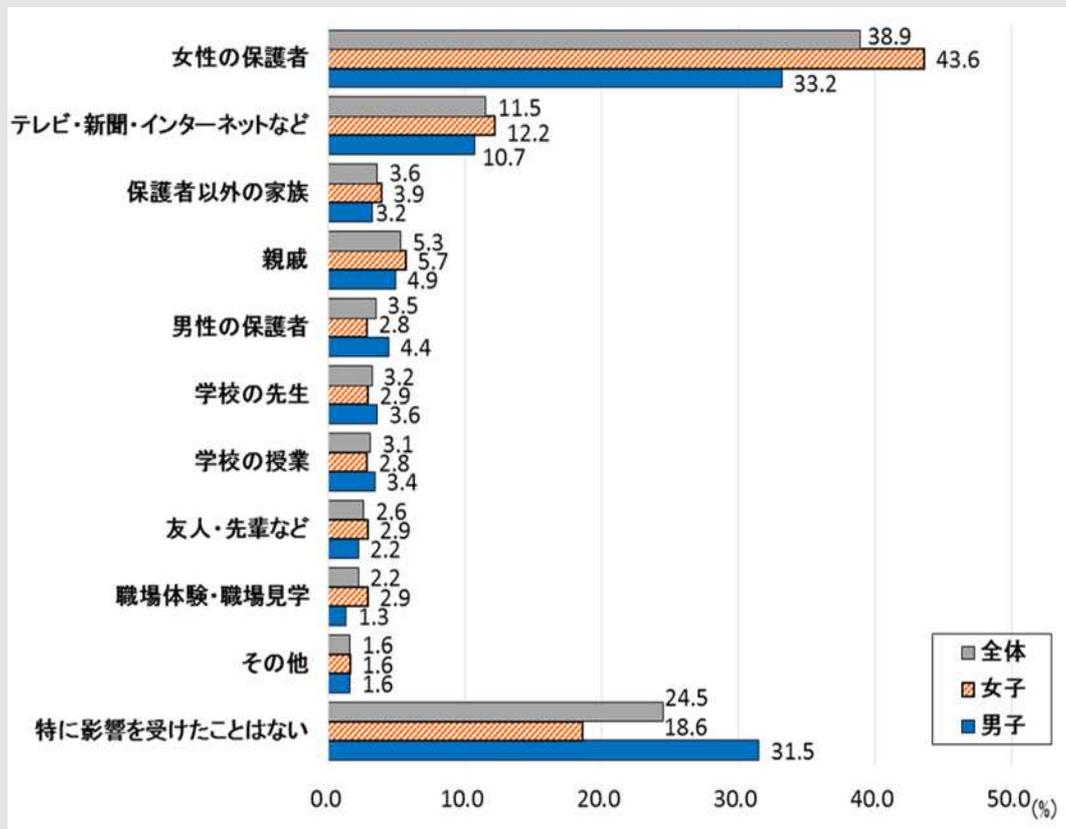
●出典：2014年「高校生の男女共同参画意識に関する調査報告書」（県立かながわ女性センター）

【グラフ34】 「子どもが3歳ぐらまでは、母親は育児に専念するほうがよい」という意識（神奈川）



●出典：2014年「高校生の男女共同参画意識に関する調査報告書」（県立かながわ女性センター）

【グラフ 35】 「女性が職業を持つこと」への考えについて、影響を受けた人や影響を受けたこと（神奈川）



●出典：2014年「高校生の男女共同参画意識に関する調査報告書」（県立かながわ女性センター）

高校生の声

～「高校生の男女共同参画意識に関する調査報告書」から抜粋～

- 今は男女ともに働き、育児をし、協力し合うことが大事だと思う。特に今は両者が働いていないと経済的にも厳しいと思う。(女子)
- すべてを分担するのは難しいと思うが、それぞれの家庭で意見を統一していけばいいと思う。また、それを受け入れられる社会作りが必要。(男子)
- 自分は女だけど、将来結婚しても家庭に入らず仕事がしたい。でも、それを人に言うとおかしいって言われる。(女子)
- 偏見で物事を決め付けず、できる人、やりたい人が協力して仕事や子育てをしていけばいい。(男子)

- 幼児の育児は母の愛が一番よいとよく聞くので、小学校入学までは女性が主に育児をした方がいいと思う。(男子)
- 今の時代、働かなきゃいけないけど、それでも子どもといてあげた方がいいと思う。(女子)
- 女性の社会進出が進み、家庭を守る女性が少なくなったからこそ、少子化が進んだのだと母から教えられたし、私もそう考えている。(女子)
- 男性が働き女性が育児家事をして、休日には家族で出かけるのが幸せな生活だと思う。(男子)

●出典：2014年「高校生の男女共同参画意識に関する調査報告書」（県立かながわ女性センター）を基に
県人権男女共同参画課作成

3 重点的に取り組むべき事項

1、2に示した神奈川の男女共同参画をめぐる状況を踏まえ、次のような視点から改定に取り組む必要があります。

- (1) 2015年に女性活躍推進法が成立し、女性活躍に向けた着実な取組みが求められている中で、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、理工系分野や、大規模な災害時に男女共同参画の視点が特に重要となる防災分野など、あらゆる分野に女性の参画を促進する必要があります。また、男性については、参画が進んでいない家庭・地域活動への参画を促進する必要があります。

[→p. 28「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」へ]

- (2) 働き続けることを希望する女性が、出産や育児、介護などにより就業を中断することなく働き続けることができるよう支援するとともに、職場における男女共同参画を促進する必要があります。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、長時間労働を是正し、育児や介護をはじめ、個人の置かれた状況に応じて、多様な働き方が選択できるような新たなワークスタイルを創造する必要があります。

[→p. 34「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」へ]

- (3) 配偶者等からの暴力については、暴力の未然防止、被害者への支援に引き続き取り組むとともに、ひとり親家庭や高齢単身女性など、生活上の困難に陥りやすい女性等が、安心してくらすことができるよう、それぞれの実情に応じた支援を行う必要があります。また、今後平均寿命・健康寿命が延び、人生100歳時代を迎える中、誰もが健康に生き生きとくらしたいけるよう、生涯を通じた健康支援を行う必要があります。

[→p. 38「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし」へ]

- (4) 「男は仕事、女は家庭」に象徴される「固定的性別役割分担意識」については、(1)から(3)に記載した男女共同参画社会の実現を阻む共通の課題となっているものですが、今後ともその解消に向けて、意識改革を図っていくとともに、将来を担う子どもや若者が、性別にとらわれずに、将来を見通した自己形成ができるよう、若い世代への意識啓発を充実していく必要があります。また、男女共に多様な選択が可能となるよう、育児、介護などの社会的な基盤整備を行う必要があります。

[→p. 44「重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」へ]

- (5) 市町村やNPO、民間企業等との連携・協働により、推進体制を強化する必要があります。また、男女差を明らかにし、適確な施策につなげられるよう、ジェンダー統計の充実を図るとともに、データの見える化などにより、施策の進捗状況を適切に進行管理する必要があります。

[→p. 50「重点目標5 推進体制の整備・強化」へ]

Ⅲ 計画の内容

1 基本目標

ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる… そんな社会をめざします。

2 基本理念

県は、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行していきます。

(1) 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

(2) あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

(4) 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

3 重点目標と施策の基本方向

長時間労働などにより、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題を踏まえるとともに、女性活躍推進法、国の「第4次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

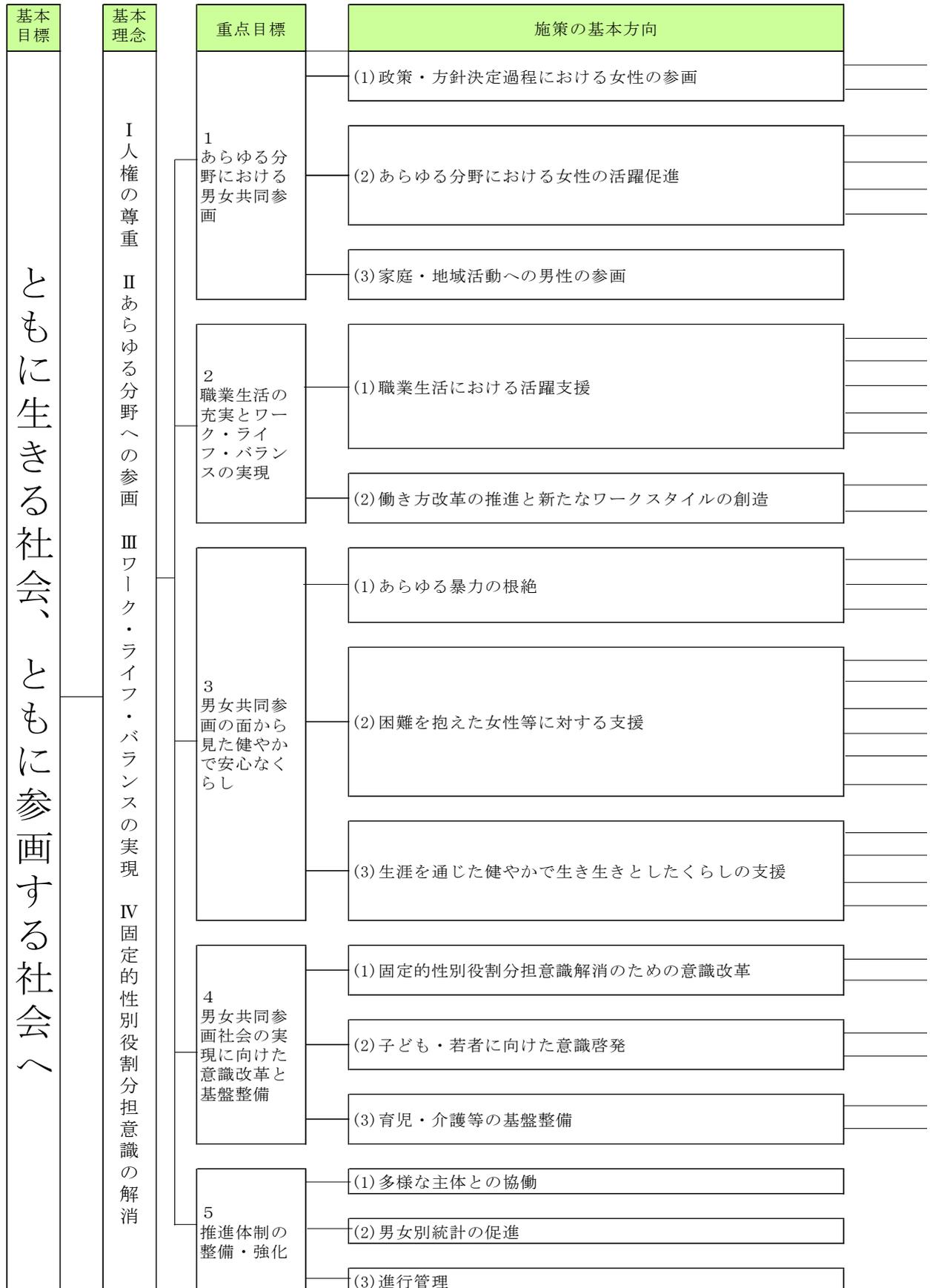
重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標5 推進体制の整備・強化

IV 体系図



主要施策	
——	①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
——	②民間における政策・方針決定過程への女性の参画
——	①女性の活躍の推進
——	②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
——	③農業や商工業分野における女性の参画支援
——	④防災分野への女性の参画支援
——	①女性の就業支援
——	②育児等の基盤整備【再掲】※1
——	③介護の基盤整備【再掲】※2
——	④就業環境の整備
——	⑤安定した就業への支援
——	①長時間労働の是正と多様な働き方の促進
——	②両立支援のための取組み促進
——	①配偶者等からの暴力防止
——	②配偶者等からの暴力被害者への支援
——	③犯罪被害者等に対する支援
——	①ひとり親家庭に対する支援
——	②高齢女性に対する支援
——	③障がいのある女性に対する支援
——	④外国人女性に対する支援
——	⑤生活困窮者等の自立に向けた支援
——	⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援
——	①女性の健康に対する支援
——	②男性の健康に対する支援
——	③エイズ・性感染症等に対する支援
——	④県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み
——	①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
——	②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
——	①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
——	②学校現場における基盤整備
——	①育児等の基盤整備
——	②介護の基盤整備

※1・2は、最も施策の関連が深い柱として「重点目標4-施策の基本方向(3)-主要施策①及び②」に本掲として位置付けているため、本欄を再掲としています。

V 具体的な取組み

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促進するとともに、家庭・地域活動への男性の参画をめざします。

施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画

世界経済フォーラムが2017年に発表したジェンダー・ギャップ指数（各国における男女格差を測る指標）では、日本は144か国中114位と、過去最低の水準となりましたが、特に「政治家、企業幹部に女性が少ないこと」が順位の低い大きな要因となっています。

政治や経済における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、管理職をめざす女性の人材育成や、審議会等における女性の登用を推進します。

■ 主要施策

①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画

男女の意見が公平に政策・方針決定過程に反映されるよう、働きかけを行うほか、女性の政策立案能力の向上を図るセミナーを実施します。

- ・議会における女性参画の意義についての理解促進
- ・「審議会等委員への女性委員の登用計画」に基づく女性委員の登用促進
- ・女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施
- ・「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づく県職員の女性の職域拡大及び登用促進 等

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

管理職をめざす女性を対象として、マネジメント能力の向上を支援するセミナーを実施するほか、様々な分野で能力を発揮している女性のロールモデルについて、情報提供を行います。

- ・女性管理職育成セミナーの実施
- ・かながわ男女共同参画支援サイト等の運用
- ・「かながわ女性の活躍応援団」啓発講座等による意識啓発（再掲（※）） 等

（※）「再掲」とは、1つの事業を複数の柱に位置付ける場合に、最も関連が深い柱への位置づけ（本掲）に対して、他の柱への位置付けを「再掲」と表記しています（以下同じ）。

■ 目標及び参考数値（※1）

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合	14.7% (2017)	20% (2020)（※2）
県の審議会等における女性委員の割合	34.3% (2016)	40% (2020)、 40%を超えること (2022)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
地方議会における女性議員の割合	県議会 16.2% 市区議会 20.0% 町村議会 22.9% (2016.12)	
市町村の審議会における女性委員の割合	30.6% (2017)	
県職員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	28.8% (2017)	
県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	21.9% (2017)	
警察官の総定数に占める女性警察官の割合	8.7% (2017)	
自治会長における女性の割合	6.9% (2019)	

（※1）：目標及び参考数値は、神奈川における現状値及び目標値をいいます。なお、参考数値とは、各重点分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況として把握し、公表する数値をいいます。

（※2）：目標年度が計画期間の途中年度となっている目標については、その年度に到達した時点で目標値及び目標年度を見直します（以下同じ）。

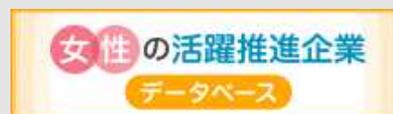
TOPIC 女性活躍推進法の事業主行動計画について

2016年4月1日に女性活躍推進法が完全施行となり、国や地方公共団体をはじめ、民間事業主（※）は以下のことが義務付けられました（※300人以下の民間事業主は努力義務）。

- ① 自社等の女性の活躍状況を把握し、課題を分析
- ② ①の結果を踏まえ、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定のうえ公表
(行動計画には「計画期間」「数値目標」「取組み内容」「取組みの実施時期」を盛り込む)
- ③ 自社等の女性の活躍に関する情報の公表

各企業の取組み状況、各種情報については、自社ホームページや国の「女性の活躍推進企業データベース」で公表されています。

このデータベースには、各企業の「従業員や管理職の女性比率」など、女性の活躍に関する情報だけでなく、「月平均残業時間」「年次有給休暇の取得率」「男女別の再雇用等の実績」など、働きやすさや人材の活躍状況など、男女を問わず、学生や求職中の方の職業選択にも役立つ情報が掲載されています。また、産業別に一覧が見られるほか、企業名・企業規模・都道府県・フリーワード等による検索も可能です。



女性の活躍推進企業データベース
URL

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、近年、大きく期待されています。

女性従事者が多くいるにもかかわらず経営等への参画が進んでいない農業分野や、大規模災害の教訓から、女性の参画が強く期待されている防災分野、国際競争力強化のために、多様な視点や発想が求められる科学技術分野など、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、女性の活躍を推進する社会的機運を醸成します。

■ 主要施策

①女性の活躍の推進

神奈川にゆかりのある大企業等のトップによる「かながわ女性の活躍応援団」の取組みとして、啓発講座等による意識啓発やかながわ女性の活躍応援サポーターの参加登録拡大などを進め、女性活躍応援のための社会的ムーブメントを拡大します。

また、女性が開発に貢献した商品の中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、企業における女性の活躍等を推進します。

②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援

女子中学生、高校生の理系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するため、「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等や女性技術者・科学者の団体から講師を学校に派遣する出前講座を実施するほか、様々な分野で活躍する女性のロールモデルを紹介することにより、女性の進出が少ない分野への女性の参画を支援します。

③農業や商工業分野における女性の参画支援

県内の農業従事者の約半数を占める女性の力を発揮して、農業経営を改善・発展させるため、女性の新規就農及び経営参画を促進するとともに、商工業に携わる女性の活躍を支援します。

- ・女性農業者のための経営参画支援セミナーの実施
- ・農業委員及び農業協同組合の役員等への登用促進
- ・商工会や商工会議所が行う女性の活動に対する支援 等

④防災分野への女性の参画支援

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画促進を行うとともに、市町村の策定する地域防災計画に対し、自主防災組織における女性リーダーの育成や避難所の運営方法等について、男女共同参画の視点から見た助言を行います。

- ・市町村が実施する女性消防団員の加入促進
- ・消防分野に関わる女性人材の養成 等

目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
民間事業所の女性管理職（課長相当職以上）の割合	7.4% (2016)	13% (2022)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数	開催件数 8 回 受講者数 530 人 (2016)	
県内大学理学部・工学部の女性割合	15.2% (2017)	
県内大学の教授等に占める女性の割合	24.7% (2017)	
新規就農者の女性割合	12.9% (2016)	
女性消防団員の割合	7.9% (2017)	

< 神奈川の取組み >



◇ 「かながわ女性の活躍応援団」

神奈川にゆかりの深い企業等の男性トップ20人と知事により結成された「かながわ女性の活躍応援団」。女性の活躍推進には、トップの意識改革とその影響力による取組みの拡がり特に大切であり、また、県内企業のトップの約9割が男性という現状から、男性トップから男性トップへの働きかけが効果的であると考え、メンバーをあえて男性のみとしています。

全体会議等による先進的取組みの社会的発信や企業経営者などを対象とした啓発講座等を積極的に開催するほか、企業・団体等の男性トップに自主的に参加していただく「かながわ女性の活躍応援サポーター」の取組みも進め、女性活躍応援の社会的ムーブメントを拡大しています。



◇ 「神奈川なでしこブランド」



女性が開発に貢献した優れた商品を認定！

◇ 「かながわなでしこ farmers' college」 & 「かながわなでしこ farmers' café」



女性農業者の活躍を応援！

施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

県の意識調査では、家事、育児、親の介護のいずれについても、依然としてその多くを女性が担っているという結果が出ています。この背景としては、長時間労働などで男性が家庭生活にかかわることが難しくなっているほか、男性の家庭責任に対する職場の無理解、男女ともに深く根ざした「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識があります。

男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

■ 主要施策

若年層のうちから、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、各種啓発・セミナー、ウェブサイトでの情報提供を通じ、男性の家事・子育て等への積極的な参画を促進します。

- ・男性向けセミナーの実施
- ・高校生・大学生に対するライフキャリア教育支援事業（再掲）
- ・イクボスの取組み推進（再掲）

<神奈川の取組み>

- ◇若年層向けロールモデル事例集
(ライフキャリア教育推進事業)



パパも育休で家事育児に参画

- ◇かながわパパ応援ウェブサイト
「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)



「パパノミカタ」URL

<http://c.rakuraku.or.jp/mikata>

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	75分/日 (2016)	105分/日 (2021)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
県職員の男性の育児休業等取得率	2.0% (2016)	
事業所における子の看護休暇取得者に占める男性の割合	41.1% (2016)	
男性のボランティア活動行動者率	21.2% (2016)	

職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざします。

施策の基本方向1 職業生活における活躍支援

近年、出産後に育児休業を取得して就業継続する女性は徐々に増加していますが、未だに女性の約2人に1人は、第1子の出産を機に離職しています。様々なライフステージに応じた女性の就業を支援するため、仕事と育児の両立支援やキャリアカウンセリング、職業訓練等を実施するほか、働きたい女性が「仕事か子育てか」といった二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、育児・介護の基盤整備や、女性が働きやすい就業環境の整備を図ります。

■ 主要施策

①女性の就業支援

子どもを産み育てながら働きたい女性をはじめ、就職・再就職を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談等を実施するほか、仕事につくために必要な技術・技能を身につけるための各種の職業訓練を実施します。

- ・キャリアカウンセリング、女性労働相談等の実施
- ・ワーキングマザー両立応援カウンセリングの実施
- ・総合職業技術校及び産業技術短期大学校における各種職業訓練の実施
- ・若者、中高年齢者、ひとり親家庭等への就業支援（再掲） 等

②育児等の基盤整備【重点目標4（3）①再掲】

③介護の基盤整備【重点目標4（3）②再掲】

④就業環境の整備

職場における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、各種の労働相談を行うほか、男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出等を通じ、事業所における男女共同参画の取組みを促進します。

- ・セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発
- ・県条例に基づく県内事業所（従業員300人以上）の届出制度の実施
- ・パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進
- ・高校生等への労働教育の実施 等

⑤安定した就業への支援

正社員を希望しながら、やむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者、求職中の中高年齢者、定年退職前後の方など、様々な状況に置かれた女性の就業を支援します。

- ・かながわ若者就職支援センターにおけるキャリアカウンセリング、職場体験、職業適性診断等の実施
- ・シニア・ジョブスタイル・かながわにおける就業支援、各種相談の実施 等

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
25～44歳の女性の就業率（労働力調査）	68.3% (2016)	72% (2022)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
マザーズハローワーク横浜における女性のためのキャリアカウンセリングの相談者数	645人 (2016)	
職場における男女の平等感【再掲】	22.3% (2016)	
企業における男性と女性の所定内給与額の格差 (男性=100)	74.0% (2016)	
かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	167件 (2016)	
県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数	251人 (2016)	
総合職業技術校生の修了3か月後の就職率	95.1% (2016)	

<神奈川の取組み>

◇労働関係資料



働く女性を応援します！



長時間労働は、仕事と家庭生活との両立を困難にするとともに、女性の就業継続や、男性の家庭への参画を阻む原因ともなっています。女性が生き生きと活躍でき、また、男性にとっても働きやすく、くらしやすい、男女共同参画社会の実現に向け、長時間労働を前提とした現在の働き方を見直し、企業の意識改革を進めるとともに、個々の事情やライフステージに対応した柔軟な働き方を選択できるよう、テレワークをはじめとした新たなワークスタイルの創造をめざします。

■ 主要施策

①長時間労働の是正と多様な働き方の促進

長時間労働を是正し、多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境の整備を図ります。

- ・テレワークの導入促進、シンポジウムや企業担当者交流会等のセミナー、アドバイザー派遣、企業支援の実施
- ・県職員の労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着 等

②両立支援のための取組み促進

ワーク・ライフ・バランスに対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組むとともに、事業者が、保護者である従業員に学校行事への参加を働きかけるなど、家庭の教育力向上に向けた社会的な機運を醸成します。

- ・テレワークの導入促進、シンポジウムや企業担当者交流会等のセミナー、アドバイザー派遣、企業支援の実施（再掲）
- ・職域からの家庭教育支援
- ・イクボスの取組み推進
- ・県の競争入札参加資格者等等級格付における女性活躍推進法による認定取得業者への加点 等

<神奈川の取組み>

◇イクボスの推進

イクボスとは部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことです。

県では、知事をはじめとする幹部職員が、「イクボス」になることを宣言し、PR動画などによる周知・啓発に取り組んでいます。



※イクボスPR動画

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	9.9% (2012)	7.9% (2019)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
常用労働者 30 人以上の事業所における 1 人平均月間の所定外労働時間	計 13.1H (2016)	
県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇 (※) の取得状況	<部分休業> 女性 101 人 男性 9 人 <育児休業> 女性 152 人 男性 12 人 <介護休暇> 女性 56 人 男性 16 人 (2016(知事部局))	
介護・看護を理由とする離職者数	女性 82,000 人 男性 18,000 人 (2012)	
事業所における介護休業利用状況の男女比	女性 34.6% 男性 65.4% (2016)	
子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事業者数	518 事業者 (2016)	
朝食・夕食を家族と食べている、又は一人暮らしの方が昼食や夕食を仲間など複数で食べている「共食」の回数	家族 10 回/週 単身 3 回/週 (2017)	

※：制度の主な概要

- ・ 部分休業…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（男女を問わない。）に、その子が小学校就学の始期に達するまで、一日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める制度（無給）。
- ・ 育児休業…3歳に満たない子を養育する職員（男女を問わない。）に、その子が3歳に達するまで日まで勤務しないことを認める制度（無給）。
- ・ 臨時的任用職員、非常勤職員等については別途規定。

重点目標3

男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

あらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭や高齢単身女性など、様々な困難を抱える女性等への支援や、生涯を通じた健康支援に取り組むことにより、誰もが健やかで生き生きとくらすことができる社会をめざします。

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。これらの暴力を未然に防ぐとともに、各種相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

また、思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、適切できめ細かい支援を提供します。

■ 主要施策

①配偶者等からの暴力防止

②配偶者等からの暴力被害者への支援

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進し、配偶者等からの暴力被害者への支援を行うとともに、暴力を未然に防ぐための啓発を行います。（※①②については同プランの構成事業を位置付けるものとします。）

かながわDV防止・被害者支援プラン

県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を策定し、これに基づいて、DVの防止やDV被害者の支援に取り組んでいます。

<主要施策>

- ・配偶者暴力相談支援センターにおける各種相談の実施
- ・被害者の緊急一時保護や自立支援の実施
- ・相談員等の研修の充実

③犯罪被害者等に対する支援

警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供するとともに、性犯罪・性暴力の被害者等に対するワンストップ支援を行います。また、若年女性の性を売り物とする新たな形態の営業である、いわゆる「JKビジネス」問題等に対する取組みを図ります。

- ・犯罪被害者等への総合的な支援の提供
- ・アダルトビデオ出演強要問題及び「JKビジネス」問題等に対する啓発、立入調査、補導活動、相談等の実施
- ・児童に対する性的虐待防止対策の推進
- ・人身取引被害者への支援 等

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①「交友関係や電話を細かく監視する」 ②「大声で怒鳴る」 ③「性的な行為を強要する」 ④「平手で打つ」 ⑤「生活費を渡さない」	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3% (2017)	100% (2018)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	4,675件 (2016)	
配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数	202件 (2016)	

<神奈川の取組み>

◇かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

「かならいん」では、性犯罪・性暴力にあわれた方やそのご家族の方からのご相談を24時間365日受け付けています。

相談電話：045-322-7379（ナヤマナク）



施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

女性は育児や介護などによる就業の中断や就業調整の結果により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向があり、世帯類型別では、高齢単身世帯や母子世帯の貧困率が高くなっています。これらの女性をはじめ、障がいを持った女性や、言葉の障壁により生活上の困難を強いられている外国人女性など、様々な困難を抱えた女性たちの自立に向けた力を高めるために、相談事業、就労促進など、各種支援を実施します。

性的マイノリティ（LGBT等）といわれる同性愛や性同一性障がいなどの方々が、周囲の人の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性のあり方について、理解を深め、互いに認め合える社会をめざします。

■ 主要施策

①ひとり親家庭に対する支援

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談や、母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成などの経済的支援等を実施するとともに、行政やNPO等の様々な関連情報の提供を通じて、ひとり親家庭を総合的に支援します。

②高齢女性に対する支援

求職中の中高齢者、定年後も働きたいシニア世代の方等を対象に、きめ細かな就業支援を行うとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の充実、高齢者に配慮した県営住宅の整備等により、高齢女性を支援します。

③障がいのある女性に対する支援

障がい者の職域拡大を図り、就労促進に向けた支援を行うとともに、障がい児者の居宅生活支援、障がいのある人に配慮した県営住宅の整備等により、障がいのある女性が安心してくらすための支援を行います。

④外国人女性に対する支援

外国人の方にとって支障となる言葉の障壁を少しでも軽減するため、必要な行政情報を多言語で提供するほか、外国籍住民相談を実施し、外国人女性の就労や日常生活を支援します。

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

生活上の困難に直面している人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、相談等の入口から就労等の出口まで寄り添った支援を実施します。

また、売春防止法等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営むうえで困難な問題を有する女性の一時保護、自立支援等を実施します。

⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援

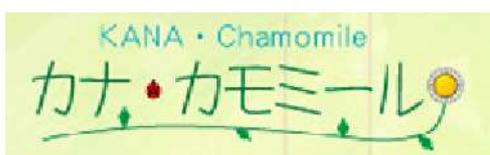
性的マイノリティについて社会的な理解促進を図るとともに、各種相談や就労支援等を実施します。

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	73名 (2016)	80名 (2019)
建替え等が行われる公的賃貸住宅（100戸以上）における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	- (-)	25% (2022)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
母子・父子自立支援員による相談件数	17,094件 (2016)	
県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数（建替え・個数改善等の戸数）	22,428戸 (2016)	
「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度	6.2% (2016)	
災害時通訳ボランティアの登録者数	231人 (2016)	

<神奈川の取組み>

◇ひとり親家庭総合支援情報サイト「カナ・カモミール」



主に神奈川県内のひとり親家庭を対象として、行政やNPO等の支援情報を提供しています。

「カナ・カモミール」URL

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1399/kanachamomile/index.html>

◇神奈川県庁レインボーライトアップ

性的マイノリティ（LGBT等）の尊厳と社会活動を象徴するレインボーフラッグを模して、2017年12月1日、県庁本庁舎を6色（赤、橙、黄、緑、青、紫）にライトアップしました。



男女には生涯を通じて異なる健康上の問題が生じるため、性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解の促進を図るとともに、早い段階からの未病（※）の改善や、積極的なスポーツの推進を通じて、県民の心身の健康を支援します。

また、平均寿命・健康寿命が伸びる中、自分自身の人生設計を描き、県民一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生100歳時代」に向けた取組みを進めます。

（※）人の心身の状態は、健康と病気の間で連続的に変化しており、その状態を「未病」といいます。日常の生活において、「未病改善」により健康な状態に近づけていくことが大切です。

■ 主要施策

①女性の健康に対する支援

年齢により変化する女性ホルモンの影響を受ける女性が、生涯を通じて健康を保持増進できるよう、女性の未病改善に向けた普及啓発に取り組むとともに、妊娠や出産などのライフイベントや、思春期から更年期などのライフステージに応じた健康相談及び健康教育等を実施します。

また、子宮頸がん、乳がん検診の受診促進など、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。

- ・「かながわ女性の健康・未病サイト 未病女子 navi」による情報提供
- ・周産期医療システムの充実 等

②男性の健康に対する支援

男性は、生活習慣病の原因となる飲酒や喫煙者、メタボリック・シンドローム該当者の割合が、女性より高い傾向にあります。自らの健康状態を知るとともに、健康寿命を延伸するため、未病改善や身近な市町村の行政サービスなどに関する情報の提供を行います。

また、県内では自殺者の7割弱を男性が占めており、特に中高年男性の自殺者が多い傾向があります。健康で生きがいをもってらすことのできる社会の実現をめざし、孤立しない地域づくりを進めるため、「かながわ自殺対策計画（仮称）」（2017年度策定予定）に基づき総合的な対策を推進するとともに、こころの健康に関する悩みについて電話相談を実施します。

- ・「かながわ健康長寿ナビサイト」による情報提供
- ・こころの電話相談、依存症電話相談の実施 等

③エイズ・性感染症等に対する支援

発達段階に応じたエイズ・性感染症の予防に関する知識の普及・啓発に取り組むほか、相談や検査等の体制充実を図ります。また、中学・高等学校等における、性に関する指導・エイズ教育を推進します。

④県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み

一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、それを支える基盤づくりや、学び直し・働き方・社会参加等の取組みを促進します。

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	子宮頸がん 44.6% 乳がん 45.7% (2016)	2017 年度中改定 予定の関係計画 の目標値を位置 付け
20 歳代女性のやせの割合の減少	28.9% (2013～2015)	20% (2022)
自殺者の減少 (人口動態統計)	自殺死亡率 (人口 10 万対の自 殺者数) 14.6% (2016)	自殺死亡率 12.4 以下 (2021 (H33))
参考数値	現状値 (年又は年度)	
思春期から妊娠適齢期の男女を対象にした健康などに関する出前講座実施企業・団体数	64 団体 (2016)	
「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度	5.2% (2017)	
日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を心がけている人の割合	71.2% (2016)	

<神奈川の取組み>



20 歳から 35 歳ぐらいの女性は、一般的に女性ホルモンの分泌が安定し、女性としての健康問題が出にくい時期です。しかし近年、女性のライフスタイルの変化やストレスの多い生活環境の影響もあり、女性特有の未病が生じがちです。そのため、若い頃から女性特有の未病に十分気をつけることができるような情報を、ホームページで提供しています。



「未病女子 navi」URL

<http://www.okanouenooisyasan.com/mibyo-joshi/>



丘の上のお医者さん

女性と男性のクリニック

妊娠・出産の正しい知識を伝えます。

「丘の上のお医者さん」URL

<http://www.okanouenooisyasan.com/>

重点目標4

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

男女共同参画社会の実現のため、幅広い年齢層に対し、根強い固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を行うほか、男女ともに、多様な選択が可能となるよう、育児・介護などの社会的な基盤整備に取り組みます。

施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

固定的性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻む根強い課題です。この意識は、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても「男は強くあらねばならない」などのプレッシャーとなり、男性を困難な状況に追い込んでいる側面があります。

この意識の解消を図ることで、男女ともに、多様性に富んだ自分らしい生き方ができる、男女共同参画社会の実現をめざします。

■ 主要施策

①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

男女共同参画について理解を深めるため、市町村やNPO等と連携しながら、各種啓発講座を実施するほか、市町村職員に対する研修を実施します。また、女性の人権を軽視した表現や固定的性別役割分担意識を助長するような表現がメディアにおいて行われることのないよう、メディアへの働きかけのあり方を検討するなど、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

男女共同参画に関する調査研究や情報発信を行うとともに、行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供します。

<神奈川の取組み>

- ◇「かながわ女性の活躍応援団」は、啓発冊子やホームページを通して、様々な職域で活躍している女性を紹介しています！



「かながわ女性の活躍応援団
(woman act.)」URL

[http://www.pref.kanagawa.jp/
osirase/0050/womanact/](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0050/womanact/)

※2017年度啓発冊子

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合	78.4% (2016)	2016年度より増加すること (2022)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
男女の平等感 ①議会・行政等の政策決定の場で ②家庭生活で ③職場で ④学校教育の場で ⑤地域活動で(自治会・町内会、PTA、ボランティアなど) ⑥社会通念・慣習・しきたりなどで ⑦社会全体で	①18.6% ②39.1% ③22.3% ④55.8% ⑤44.9% ⑥15.5% ⑦14.4% (2016)	

施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発

共働き世帯が増加する一方で、依然として根強い固定的性別役割分担意識により、若年女性の中でも「子どもが3歳ぐらいまでは、母親は育児に専念するほうがよい」という意識が強くなっています。

早い時期から男女共同参画への意識を育み、固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、スクール・セクハラ根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進します。

■ 主要施策

① 子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

各種啓発資料の配布や、講座等の実施により、子どもの頃から男女共同参画意識を育みます。また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるよう、高校や大学におけるライフキャリア教育等を支援します。

- ・小学生に対する男女共同参画教育の推進
- ・中高生向けメディアリテラシー講座の実施
- ・中学生の保護者等に対する家庭教育の重要性の理解促進
- ・全県立高校におけるキャリア教育の推進
- ・高校生・大学生に対するライフキャリア教育支援事業 等

② 学校現場における基盤整備

相談窓口の設置や、教職員、児童・生徒向けの啓発資料の配布等により、スクール・セクハラ防止に取り組みます。また、教職員向けの男女共同参画を推進する教育についての研修など、学校現場における男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備を図ります。

- ・スクール・セクハラ防止
- ・「24時間子どもSOSダイヤル」の運営
- ・人権教育指導者養成研修講座等の実施 等

■ 目標

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合	81.3% (2016)	2016年度より増加すること (2022)

<神奈川の取組み>

◇ライフキャリア教育支援事業

「ライフキャリア」とは、仕事をはじめ、家庭生活、地域社会とのかかわり、個人の活動（自己啓発・趣味）など、生活全般において生涯にわたり果たす役割や経験の積み重ねのことをいいます。

社会に出る前の大学生や高校生が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい豊かな人生をデザインする力を持つことができるよう、出前講座の実施や、視聴覚教材の作成、「ロールモデル事例集」をはじめとした冊子及びリーフレットの配布による啓発など、大学や高校における「ライフキャリア教育」の推進に取り組んでいます。



【ライフキャリア教育の授業風景】



【ロールモデル事例集】



【ライフキャリア教育を受けた人の感想（抜粋）】

- 性別役割分担意識にこだわらず、自分らしさ、それぞれの生き方を尊重することが大事だと思った。（大学1年生 女子）
- 自分の人生をこんなに考える機会はなかったので、良い経験だった。（大学3年生 男子）
- その人によって、人生の中で中心にするものが違うということに気づかされた。（大学3年生 女子）
- 将来について考えることができ、新しい道が開けた。（大学1年生 男子）

施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

近年、M字カーブについては改善傾向にありますが、第1子の出産を機に離職する女性は依然として多く、また、介護・看護を理由とする離職者数が増加傾向にあるなど、育児・介護等の基盤整備は、男女共同参画社会の実現に向けた最重要課題の一つです。県の意識調査においても、「保育・介護の施設やサービスの充実」は、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」のトップとなっています。

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、子育てや介護等に関する福祉サービスを充実し、男女共に子育て等の負担の軽減を図ります。

■ 主要施策

① 育児等の基盤整備

「県内どこでも『待機児童ゼロ』」の達成に向けて取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援します。また、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験の実施などを通じ、子育て支援人材の確保育成を図るほか、放課後児童対策を充実させるなど、育児等の基盤整備を図ります。

- ・多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ・神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者の認証制度
- ・私立幼稚園の預かり保育の促進
- ・家事支援外国人受入事業の推進 等

② 介護の基盤整備

急速に高齢化が進行する中で、高齢者の介護を担う方の負担を軽減するため、必要な介護サービスを身近に利用できる地域包括ケアシステムの構築や、老人福祉施設の整備など、介護の基盤整備を図ります。

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備に対する助成
- ・「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施
- ・認知症高齢者や家族に対する相談、訪問指導の実施
- ・訪問介護員の養成 等

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
保育所等利用待機児童数	756 人 (2017)	0 人 (2019)
特別養護老人ホーム整備床数 (累計)	35,411 床 (2016)	2017 年度中改定予定の関係計画の目標値を位置付け予定
参考数値	現状値 (年又は年度)	
保育士、保育教諭の数	保育士 28,387 人 保育教諭 1,182 人 (2016)	
かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,227 施設 (2016)	
放課後児童クラブの施設数	1,090 施設 (2016.5)	
就学前児童の保育・幼児教育の提供 ①認可保育所定員数 ②家庭的保育 ③認定こども園 ④幼稚園の預かり保育	①135,315 人 ②354 人 ③100 か所 (2017) ④516 園 (2016)	
訪問介護サービス供給量	10,789,645 回/年 (2016)	
小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数	4,582 人 (2016)	
認知症サポート医の養成人数 (累計)	201 人 (2016)	

< 神奈川の取組み >



妊娠中の方や子どものいる家庭からの登録を受け、携帯電話やパソコン等を通じて県が発行した登録証（名称「かながわ子育て応援パスポート」）を、協力施設に提示することにより、割引や景品の提供など各施設が設定する優待サービスを受けることができます。

重点目標5 推進体制の整備・強化

市町村や民間企業など、多様な主体と協働するほか、男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、目標の達成に向けた効果的な計画の進行管理を行います。

施策の基本方向1 多様な主体との協働

プランの取組みをより実効性のあるものとし、男女共同参画社会に向けた働きかけを地域的な広がり、さらには社会的なうねりとしていくためには、市町村、NPO、民間企業等との連携・協働は欠かせません。多様な主体と緊密に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

施策の基本方向2 男女別統計の促進

経済状況をはじめ、家族形態やライフスタイルなど、男女共同参画社会をとりまく状況は、時代に応じて変化しています。計画の推進に当たっては、これらの状況を常に正確にとらえ、課題分析を行い、施策に反映させていく必要があります。

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施に当たっては可能な限り男女別統計(※)でデータを把握するよう、県庁内や国等に働きかけます。

(※)：男女別等統計(ジェンダー統計)は、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計をいいます(内閣府男女共同参画局ホームページ)。

施策の基本方向3 進行管理

計画の進行管理は、人権男女共同参画施策推進会議(※1)が行うこととし、各主要施策の推進を図ります。また、毎年度、男女共同参画推進プランの進捗状況を取りまとめ、神奈川県男女共同参画審議会(※2)から評価をいただくとともに、それらの結果を公表します。さらに、市町村の男女共同参画計画策定状況等について、いわゆる「見える化」による公表により、市町村の施策の取組みを促進します。

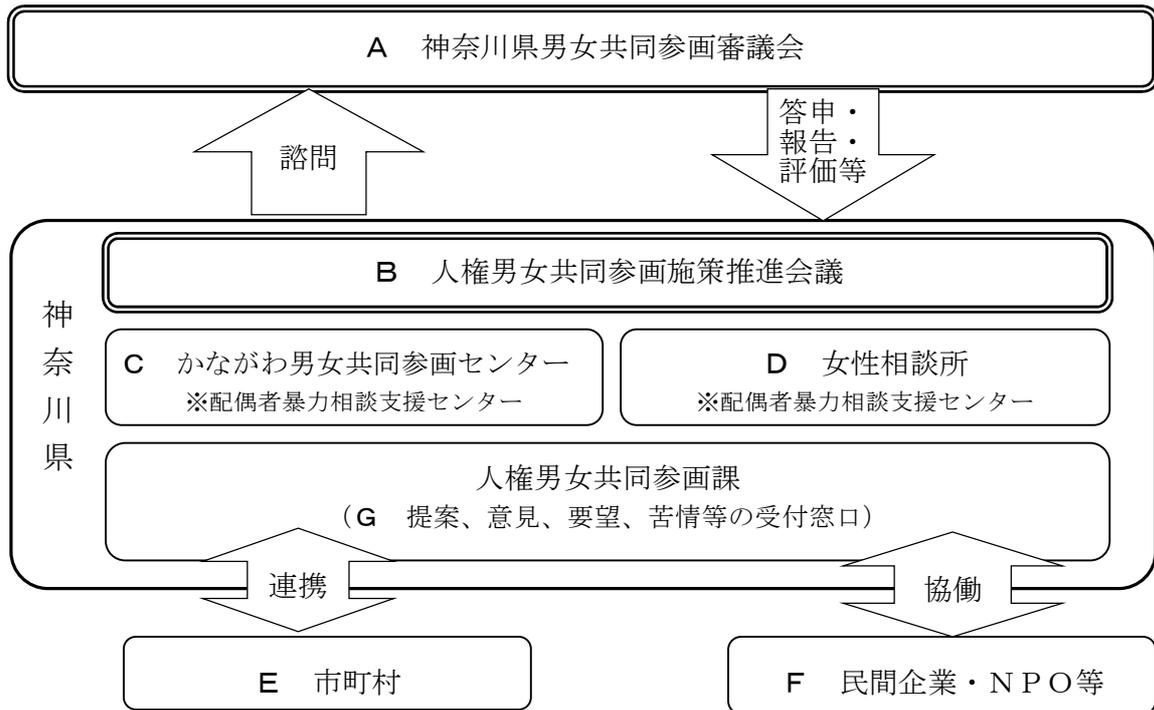
(※1)：人権男女共同参画施策推進会議は、県民局担当の副知事を会長とする県庁内の意思決定機関

(※2)：神奈川県男女共同参画審議会は、知事の諮問に応じて男女共同参画の重要事項等を調査・審議し、結果を報告または知事に意見を建議する県の附属機関

■ 目標及び参考数値

目標	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 (対象：県内19市・14町村)	市 42.1% 町村 7.1% (2016)	市 100% 町村 70% (2022)
参考数値	現状値 (年又は年度)	
男女共同参画基本計画の策定率 (対象：県内19市・14町村)	市 100% 町村 71.4% (2016)	

《 推 進 体 制 》



A 神奈川県男女共同参画審議会

附属機関の設置に関する条例により設置された県の附属機関です。男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、または知事に意見を建議します。
また、毎年度、男女共同参画推進プランの進捗状況について、評価を行います。

B 人権男女共同参画施策推進会議

県民局担当の副知事を会長とする県庁内の意思決定機関で、各局長が構成委員となっています。男女共同参画審議会の意見を踏まえ、男女共同参画施策にかかわる計画の策定や推進について総合的な企画や調整を行うことにより、男女共同参画施策の積極的な推進を図ります。

C かながわ男女共同参画センター（愛称：かなテラス）

男女共同参画を推進する拠点として、男女共同参画に関する人材育成、調査研究、情報発信・意識啓発などを行います。また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV相談を実施します。

D 女性相談所

売春防止法により都道府県に設置が義務付けられている機関で、配偶者暴力相談支援センター機能も併せ持ちます。要保護女子及び暴力被害女性等の保護、自立支援等を行うほか、必要に応じて女性保護施設への入所措置を行います。

E 市町村との連携

県及び市町村の男女共同参画行政担当課長等で構成する県・市町村男女共同参画行政連絡会において、定期的な情報交換等を行うほか、男女共同参画施策推進者研修の実施など、市町村と連携して男女共同参画を推進します。

F 民間企業・NPO等との協働

職業生活における女性の活躍推進に向け、民間企業等と連携するとともに、今日的な課題の解決に向け、機動力のあるNPOと協働しながら、男女共同参画を推進します。

G 県の男女共同参画施策への提案、苦情等

県の男女共同参画施策をより着実に推進するため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または事業について、県民、事業者等からの提案、意見、要望、苦情等を受け付けます。（県民局くらし県民部人権男女共同参画課内）